

洞 爺 湖 町 議 会 平 成 2 7 年 3 月 会 議

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 7 年 3 月 5 日 (木 曜 日) 午 前 1 0 時 開 議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 諸般の報告について
- 日程第 3 行政報告について
- 日程第 4 報告第 1 4 号 総務常任委員会所管事務調査報告について
- 日程第 5 報告第 1 5 号 経常任委員会所管事務調査報告について
- 日程第 6 平成 2 7 年度町政執行方針について
平成 2 7 年度教育行政執行方針について
- 日程第 7 一般質問について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 諸般の報告について
- 日程第 3 行政報告について
- 日程第 4 報告第 1 4 号 総務常任委員会所管事務調査報告について
- 日程第 5 報告第 1 5 号 経常任委員会所管事務調査報告について
- 日程第 6 平成 2 7 年度町政執行方針について
平成 2 7 年度教育行政執行方針について
- 日程第 7 一般質問について

出席議員 (1 4 名)

1 番	宮 田 敏 夫 君	2 番	小 松 晃 君
3 番	松 井 保 明 君	4 番	立 野 広 志 君
5 番	板 垣 正 人 君	6 番	佐 々 木 良 一 君
7 番	篠 原 功 君	8 番	岡 崎 訓 君
9 番	下 道 英 明 君	1 0 番	越 前 谷 邦 夫 君
1 1 番	沼 田 松 夫 君	1 2 番	大 西 智 君
1 3 番	七 戸 輝 彦 君	1 4 番	千 葉 薫 君

欠席議員 (0 名)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	真 屋 敏 春 君	副町長兼 洞爺総合 支 所 長	八 木 橋 隆 君
総務部長 兼 住 民 課 長	遠 藤 秀 男 君	経 済 部 長 兼 建 設 課 長	森 寿 浩 君
洞爺総合 支 所 副 支 所 長	大 西 康 典 君	総 務 課 長	毛 利 敏 夫 君
企画防災 課 長	鈴 木 清 隆 君	税 務 財 政 課 長	伊 藤 里 志 君
健康福祉 課 長	皆 見 亨 君	健 康 福 祉 セ ン タ - 長	山 本 隆 君
観光振興 課 長 兼 洞 爺 湖 温 泉 支 所 長	澤 登 勝 義 君	火 山 科 学 館 長	木 村 修 君
産業振興 課 長	佐 藤 孝 之 君	環 境 課 長	室 田 米 男 君
上下水道 課 長	八 反 田 稔 君	シ ン ク 推 進 課 長	武 川 正 人 君
庶務課長	藤 川 栄 治 君	農 業 振 興 課 長	杉 上 繁 雄 君
教 育 長	綱 嶋 勉 君	管 理 課 長 兼 学 校 給 食 セ ン タ - 長	天 野 英 樹 君
社会教育 課 長	永 井 宗 雄 君	代 表 監 査 委 員	宮 崎 秀 雄 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐 藤 久 志	庶 務 係	猪 股 幸 子
議 事 係	平 間 義 陸		

開議の宣告

議長（千葉 薫君） おはようございます。

ただいまから、洞爺湖町議会平成27年3月会議を開会します。

現在の出席議員数は、14名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

佐藤議会事務局長より、発言を求められておりますので、これを許します。

議会事務局長（佐藤久志君） 2月6日に開催をされました全国議長会定期総会におきまして、千葉議長が在職15年以上の自治功勞、立野議員が在職27年以上の自治功勞を受賞しておりますので、七戸副議長より伝達をさせていただきます。

千葉議長、立野議員は、前のほうへお願いいたします。

副議長（七戸輝彦君） 表彰状。北海道洞爺湖町、立野広志殿。あなたは、町村議会議員として、長年にわたり地域の振興発展及び住民福祉の向上に尽くされた功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。平成27年2月6日、全国町村議会議長会会長 蓬清二。（拍手）

表彰状。北海道洞爺湖町、千葉薫殿。あなたは、町村議会議員として、多年わたり地域の振興発展に寄与されたその功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。平成27年2月6日、全国町村議会議長会会長 蓬清二。（拍手）

（午前10時00分）

会議録署名議員の指名について

議長（千葉 薫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、4番、立野議員、5番、板垣議員を指名いたします。

諸般の報告について

議長（千葉 薫君） 日程第2、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりでありますので、これでご了承願います。

ここで、議会運営委員会の所管事務調査の報告を願います。

佐々木委員長。

議会運営委員会委員長（佐々木良一君） おはようございます。

議会運営委員会の所管事務調査報告を行います。

本委員会は、平成27年3月会議の運営について、平成27年2月27日、委員会を開催いたしました。

出席委員は、私、下道副委員長、宮田委員、板垣委員、大西委員でございます。

委員外として、千葉議長、七戸副議長、説明員として、八木橋副町長の出席をいただきます

した。

結果につきましては、平成27年3月会議を3月5日から3月13日まで行うというものであります。

審議日程については、裏面に記載しておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。

以上で、議会運営委員会の所管事務調査報告を終わります。

議長（千葉 薫君） 以上で、諸般の報告を終わります。

本会議の会期期間については、本日から13日までといたしますので、議会運営にご協力をお願い申し上げます。

行政報告について

議長（千葉 薫君） 日程第3、行政報告を行います。

町長並びに教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

初めに、町長の行政報告を許します。

真屋町長。

町長（真屋敏春君） 平成27年3月5日、洞爺湖町議会平成27年3月会議、町の行政報告を申し上げます。

まず一つ目に、寄附についてでございます。

このたび、次の方々より寄附の申し出があり、ご厚志に沿うよう、ありがたく受納いたしました。

一つ目として金品の寄附でございまして、旭川市4条通西2丁目2番地2、アライ地所株式会社、取締役社長荒井保明氏でございます。金額は40万円でございます。

二として金品の寄附（ふるさと納税寄附金）として、これは個人でございまして、匿名157件、金額で496万円でございます。

二つ目に、まち・ひと・しごと創生についてでございます。

まち・ひと・しごと創生法の施行に伴う、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が昨年12月27日に閣議決定され、当町においても法第10条の規定に基づく「地域版総合戦略」を策定することとして、庁内に洞爺湖町人口減少問題対策本部を設置し、検討を進めております。

この総合戦略は、人口の現状分析による人口の現状と将来の姿から、町民と人口問題に関する認識を共有し、目指すべき将来の方向を示す「地方人口ビジョン」を策定するとともに、そのビジョンに向けた平成31年度までの政策目標・施策として、「洞爺湖町まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）」を策定するものでございます。

また、総合戦略策定に当たっては、住民代表や産業団体、行政機関、大学等の研究機関、金融機関及び労働団体で構成する有識者による会議を設置し、客観的な重要業績評価指標を設定するとともに、総合戦略の策定と目標実現に向けた成果の検証をしていただくこととしております。

なお、本会議に「地域住民生活等緊急支援のための交付金」として、地方の消費喚起や生活支援を目的とした「消費喚起・生活支援型交付金事業」及び地方版総合戦略の策定支援と「しごと・ひと」の好循環の確立を目的とした「地方創生先行型交付金事業」の補正予算を提出しておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

三つ目に、福祉関連3計画の策定についてでございます。

「第6期洞爺湖町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」これは平成27年度から平成29年度及び「第4期障がい福祉計画」平成27年度から平成29年度並びに「洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画」平成27年度から平成31年度の3計画を、このほど決定いたしました。

洞爺湖町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画は、在宅の要介護認定者や一般高齢者への高齢者実態調査を行い、また介護保険運営協議会において、介護給付サービスの現状や利用状況及び給付状況などを基礎資料としながら法改正等も含め、新介護保険料を初めとする計画の見直しを進め、計画案を策定いただきました。

介護保険料は、第5期の給付費等の実績額から向こう3カ年間の見込み額を推計し、新たな低所得者対策による軽減額を加味した算定では、基準年額6万684円（月額5,057円）となりましたが、介護保険給付支払準備基金の取り崩しにより、基準年額5万4,000円（月額4,500円）に抑えております。

障がい福祉計画は、洞爺湖町障がい者自立支援協議会の中で、これまでの計画における障がい福祉サービスなどの数値目標の達成状況及び実態調査等から目標値の補正を行うとともに、障がいのある方々のニーズ調査を踏まえ、必要なサービス量を見込んで計画案が策定されました。

洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画は、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度からスタートするに当たり、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図ることを目的に策定するもので、同計画策定委員会において、乳幼児医療費助成の拡大を含めて協議を重ねてきたところでございます。計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5カ年間で、基本理念を「子どもが 親が 地域が育つ 子育て応援の町 洞爺湖町」と掲げ、洞爺湖町民が一体となって、子どもとその保護者を支えていくことを通じて、誰もが安心して楽しく子育てができ、地域の子どもの笑顔が広がる洞爺湖町となるように計画案が策定されたところでございます。

町といたしましては、住民説明会やパブリック・コメントなどで出された町民の皆様からの意見を参考に、これからの3計画案を正式に計画として決定したところでございます。今後、洞爺湖町ホームページ及び町広報紙などにより、住民周知を図ってまいります。

なお、第6期介護保険料の見直し及び平成27年度からの介護保険法改正に伴う洞爺湖町介護保険条例の一部改正及び関係条例の制定並びに洞爺湖町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部改正について、本会議に提案しておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

四つ目に、洞爺診療所の廃止についてでございます。

平成21年3月末より休止状態にあります「洞爺診療所」につきまして、開設者であります「医療法人社団洞仁会洞爺温泉病院」と、診療再開について協議をしてきたところでございますが、医師並びに看護師の確保が難しく、診療報酬の改定や人口減少等による医療ニーズの低下などにより、地域医療を取り巻く環境は厳しさを増し、病院本体の維持をするためには、現状以上に医療提供体制を拡大することは困難との判断がなされ、残念ながら洞爺診療所の廃止が決定されました。

洞爺診療所の廃止は、非常に残念な結果ではありますが、今後は、洞爺地区振興策検討委員会の提言を最大限に尊重し、施設の有効利用に努めてまいります。

五つ目に、シンガポール・タイプロモーションの参加についてでございます。

洞爺湖温泉観光協会の主催による海外旅客有地PRと、送客に対するお礼などを目的とするトップセールスを観光協会役員並びに関係者の総勢5名により、1月31日から2月5日の日程で実施いたしました。

シンガポールでは、チャン・ブラザーズ・トラブルフェアに参加し、日本ブースの中で北海道洞爺湖観光をPRしてまいりました。

また、タイのバンコクでは、旅行会社へのセールスと地元テレビ局への訪問など積極的にセールスを行い、旅行会社から2,000名の送客を確約いただくとともに、テレビ局では洞爺湖地域の紹介取材などを取りつけることができました。

外国人観光客誘致については、昨年実績の12万3,000人を大きく上回る15万2,000人、これは1月末現在でございますが、順調伸び、維持しており、今後とも引き続き関係機関と連携して取り組んでまいります。

六つ目に、伊達地区における降下ばいじん測定の廃止についてでございます。

このほど北海道から協議のありました伊達地区における「降下ばいじん測定」の廃止案について、2月9日開催の平成26年度伊達火発対策連絡協議会総会において審議が行われました。

降下ばいじん測定は、北海道が伊達地域における大気環境の経年劣化を把握するため、昭和9年から伊達市内3地点において実施しておりますが、総会では各市町の考え方について意見が交わされ、この結果、測定開始から40年間にわたり測定値が安定に推移していることや、測定値における火力発電所の影響割合が極めて小さいこと、また、今後についても人の健康にかかわりのある粒径10マイクロメートル以下の浮遊粒状物質、二酸化硫黄及び窒素酸化物の24時間連続測定が行われ、常時監視体制が継続されることから、大気環境の状況把握に影響はなく、廃止はやむを得ないとの結論に至りました。

同協議会では、公害防止協定に基づき、今後も伊達火力発電所に対する監視、指導を継続してまいります。

七つ目として、各種事務事業の取り組み状況についてでございます。

前会議から本会議までの各種事務事業の取り組みに状況について、次のとおり報告いたします。

以下、朗読については、省略をさせていただきます。

以上でございます。

議長（千葉 薫君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

次に、教育長の行政報告を許します。

綱嶋教育長。

教育長（綱嶋 勉君） 教育委員会の行政報告を申し上げます。

一つ目は、寄附についてでございます。

このたび、次の方より寄附の申し出があり、ご厚志に沿う、ありがたく受納いたしました。学校給食センターへの食材の寄附でございます。洞爺湖町入江300番地、いぶり噴火湾漁業協同組合、代表理事組合長、岩田廣美氏、ホタテ貝207キログラムでございます。

次に、虻田中学校校舎棟からアスベストが発見されたことについてでございます。

虻田中学校では、現在、校舎棟の耐震化工事を進めているところですが、この中で1月13日に「職員室、校長室、事務室及び放送室の天井裏」から新たにアスベストが発見され、発見の経過や対応等については、同校保護者の皆様や千葉議会議長へ文書をもって報告をしておりましたが、2月11日及び14日の両日、北海道が定めた建築物における吹きつけアスベスト等の飛散防止措置に関する指導指針による一部除去や囲い込み工事を実施し、完了したので報告いたします。

このたびの新たなアスベストの発見を受け、虻田中学校を含む町内小中高等学校について、設計図書や学校現場における目視等によるアスベスト使用の有無の再点検を進めており、作業終了後には、その結果について保護者の皆様並びに議員各位に改めて報告をいたします。

三つ目が、町内小学校教員の不祥事についてでございます。。

町内小学校の46歳の男性教諭が不祥事を起こし、北海道教育委員会から2月18日付で懲戒免職処分を受けたことを報告いたします。

処分を受けた者の不祥事の概要ですが、平成26年11月中旬にパチンコ店で遊戯をした際、自分の座ったパチンコ台に他の客が取り忘れたプリペイドカードを発見し、当該カードで遊戯した後に換金し、現金を窃取したものであります。

本件については、北海道教育委員会から、学校名、本人の氏名、年齢及び事案の概要が公表され、新聞報道される事態となりました。

教職員の服務規律や倫理については、あらゆる機会を通じて指導してきたところではありますが、このような事態が発生したことはまことに遺憾であり、教育に対する信頼や期待を大きく損なったことに対しまして、当該学校の児童、教職員、そして保護者を初め町民の皆様や議員各位に深くおわびを申し上げます。

今回の不祥事発生を受け、去る2月23日に洞爺湖町立学校教職員コンプライアンス会議を開催し、参加した76名の教職員に対して、私から、子どもたちは先生の背中を見て育っていくものであることを再認識してもらうことや、教育に対する信頼回復のための努力を促すとともに、洞爺湖町立スクールカウンセラーの右田永子氏から、「その時、一線を越えないた

めに。」と題して、不祥事に関する心理的側面や問題につながりやすい心理的要因などを内容とする講話をいただき、不祥事を起こさないための心のあり方の研修を実施したところで、今後におきましては、二度とこのような不祥事が起きないように、服務規律や倫理のさらなる徹底を図ってまいります。

四つ目が、平成26年度胆振管内教育実践表彰の受賞についてでございます。

2月25日、「アプタフレナイの会（会長 神馬久夫氏）」が、平成26年度胆振管内教育実践表彰を受賞され、洞爺湖町役場において伝達式が行われました。この表彰は、学校・社会教育等の振興・発展に貢献され、教育実践活動を推進している個人や団体を対象としており、同会は平成15年の発足以来、縄文まつりや体験学習等のイベントにおいて中心的な役割を担い、会員相互の学習会の開催や他市町の団体との交流を行うなど、その活動は文化財の保護、地域文化の周知などすぐれた成果を上げており、その功績が高く評価されたものであります。

五つ目は、各種事務事業の取り組み状況についてでございます。

前会議から本会議までの各種事務事業の取り組み状況については、次のとおりでございます。

なお、朗読は、省略をさせていただきます。

以上でございます。

議長（千葉 薫君） 以上で、行政報告を終わります。

報告第14号の上程、報告、質疑

議長（千葉 薫君） 日程第4、報告第14号総務常任委員会所管事務調査報告についてを議題といたします。

総務常任委員会から報告の申し出があります。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員会の所管事務調査報告を受けることに決定をいたしました。

総務常任委員長の発言を許します。

小松委員長。

総務常任委員会委員長（小松 晃君） おはようございます。

所管事務調査を行います。

今回は、第6期高齢者福祉計画と介護保険事業計画の策定と今後の予定について、それから2件目については、子ども・子育て支援事業計画の策定と今後の予定についてということで調査をいたしましたけれども、詳細については、先ほど町長からの行政報告でも述べられておりましたけれども、ここでは調査日時点での内容について報告をいたします。

では、読み上げて報告を申し上げます。

報告第14号所管事務調査報告。

平成27年3月5日、洞爺湖町議会議長、千葉薫様。

総務常任委員会委員長、小松晃。

本委員会は、所管事務調査のため、次のとおり委員会を開催したので、その結果を報告します。

記。

1、調査日。平成27年1月22日木曜日。

2、出席委員。私、立野副委員長、佐々木委員、下道委員、越前谷委員、沼田委員、七戸委員。

3、説明員等は、健康福祉課、皆見課長、石川主幹、佐藤主幹。健康福祉センター、山本センター長、鎌田主査。管理課、天野課長、原主査。

4、調査事項の1ですけれども、第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定と今後の予定についてでございます。

調査結果。

この計画は、老人福祉法及び介護保険法の規定に基づき、3年を1期として市町村計画を策定することとされており、今回は平成27年度から29年度までの期間の第6期計画を策定するものである。

町では本計画の策定に当たり、アンケート調査や洞爺湖町介護保険運営協議会における協議・審査を行い、素案を策定し、今後、パブリック・コメントや住民説明会を開催した上で、町議会3月会議に関係条例の提案をする運びとなっている。その後、本年4月から5月にかけて、町民への計画の概要を報告・説明することとしている。

当町も超高齢化社会に突入していることから、第5期計画からの方向性を継承しつつ、今日的な高齢者をめぐるさまざまな問題等に対し、これまでの介護保険事業の実績や地域特性を考慮して計画の策定を行ったものである。

計画の概要については、計画素案が配付されていることから省略をします。

委員会の意見。

住みなれた地域で安心して暮らし続けていけるためのさまざまな施策が策定されているが、制度改正によるサービスの後退も懸念されていることから、我が町に見合ったきめ細やかで、温かい施策を策定されることを望む。

調査項目の2は、子ども・子育て支援事業計画の策定と今後の予定についてでございます。

調査結果は、この計画は、子ども・子育て関連3法等の定めるところにより、市町村は5年を一つの期間として、地域の実情に応じた計画の策定が義務づけられた。

これを受けて、町では計画策定に向けてアンケート調査の実施、また「洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画策定委員会」を設置し、子育て支援に関する施策等について検討・審査を行った。この後、パブリック・コメントや住民説明会を開催し、3月には計画決定し、4月から5月にかけて町民へ計画の概要を報告・説明することとしている。

この計画では、学校教育・保育及び地域子育てに対する町民のニーズに応えていくための体制づくりを目指している。

委員会の意見としましては、計画の策定に当たっては、国から示された基本指針に沿うだけでなく、いかに安心して子供を産み育てられる環境をつくっていくのかなど、町としての特色ある、また実効性のある計画とされることを望む。

以上でございます。

議長（千葉 薫君） 報告を受けましたが、確認程度の質疑は受けたいと思います。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） なしと認めます。

ご苦労さまです。

以上で、総務常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

報告第15号の上程、報告、質疑

議長（千葉 薫君） 日程第5、報告第15号経済常任委員会所管事務調査報告についてを議題といたします。

経済常任委員会から報告の申し出があります。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 異議なしと認めます。

したがって、経済常任委員会の所管事務調査報告を受けることに決定をいたしました。

経済常任委員長の発言を許します。

板垣委員長。

経済常任委員会委員長（板垣正人君） おはようございます。

読み上げて報告いたします。

報告第15号所管事務調査報告書。

平成27年3月5日、洞爺湖町議会議長、千葉薫様。

経済常任委員会委員長、板垣正人。

本委員会は、所管事務調査のため、次のとおり委員会を開催したので、その結果を報告します。

記。

- 1、調査事項。洞爺湖町商工会の現況と課題について。
- 2、調査日。平成27年2月17日。
- 3、出席委員。板垣、大西副委員長、宮田委員、松井委員、篠原委員、岡崎委員。
- 4、説明員等は、朝倉会長、大久保副会長、傳副会長、高橋事務局長、伊藤参与、茶畑経営指導員、鈴木経営指導員、産業振興課、佐藤課長、佐久間主任。

5、調査結果。

現状について、平成26年度の総代会資料によるところを見ますと、会員数は平成26年3月31日現在で317名、前年度と比較して3名減、本町地区181名、温泉地区100名、洞爺地区33名、賛助会員3名。調査日、現在は309名となっていました。

予算については、総額8,175万円で、町からの補助金が3,250万円となっています。主な事業の取り組み状況については、以下のとおりでございます。

町内景気の状態について。

アベノミクスの経済効果が、まだ地方には結果が出ていないというのが実態であるが、国による地方創生による新たな取り組み、西山の地熱施設を利用した発電や農業・漁業への活用が期待される。観光面においては、円安の影響などにより東南アジアから多くの観光客が来ており、現時点において観光施設、ホテルなどはよい状況にあるが、この状況がいつまで続くのかという不安があるものの、景況はプラスに上向いているとのことでした。

各種事業の成果について。

JR洞爺駅前大通りにぎわい創出事業。

洞爺駅周辺の植栽、七夕まつり、洞爺駅前イルミネーション点灯、タウンマップ（虻田地区）の英語版の作成など。

住宅リフォーム事業。

6月10日受け付けを開始し、受け付けから3日間で80件が到達。工事費総額が約8,000万円で、1件当たりの工事費が約100万円となっています。主な工事の内容は、塗装が46件と最も多く、外壁張りかえ10件、屋根改修6件などとなっています。

ぐるっと洞爺湖プレゼント事業。

商業振興と地元消費のために実施、本年度においては6月15日から7月31日までの46日間と12月1日から1月7日までの38日間の2回実施、抽選券を45万1,000枚発行している。また、事業検証のためのアンケート調査を実施したところであります。

地域活性化特別委員会による提言書。

当町においても人口減少が顕著なことから、それに少しでも歯どめをかけることが喫緊の課題であり、抜本的な対策が必要となっている。商工会においては、特別委員会を設置し、地域活性化や定住対策などについて検討・協議を重ね、提言書として取りまとめ、町と議会へ提出したところであります。

要望意見として、商工会の地域活性化特別委員会が提案している各種施策について、実施に向けた検討をお願いするものであるが、その主要な施策であるニセコと洞爺湖町間のシャトルバスの運行、洞爺湖ブランドの開発については、ぜひ検討し、進めていただきたいとの要望がありました。

当町の観光を生かした交流人口の増加、地域活性化につながることを期待されることから、議会としても町と協力し、積極的に施策の推進に取り組んでいきたいと思っています。

以上でございます。

議長（千葉 薫君） 報告を受けましたが、確認程度の質疑は受けたいと思います。
質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（千葉 薫君） 質疑なしと認めます。

ご苦労さまです。

以上で、経済常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

平成27年度町政執行方針並びに平成27年度教育行政執行方針

議長（千葉 薫君） 日程第6、平成27年度町政執行方針並びに平成27年度教育行政執行方針を議題といたします。

まず、町政執行方針の説明を求めます。

真屋町長。

町長（真屋敏春君） 平成27年度洞爺湖町の町政執行方針を述べさせていただきます。

洞爺湖町議会平成27年3月会議に当たり、私の町政に対する所信の一端と平成27年度予算における主要な施策につきましてご説明を申し上げ、議員各位を初め、町民皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

初めに、私は、町政を担わせていただき2期目となり、これまで財政健全化に向けた取り組みと未来につなげるまちづくりを基本理念に掲げ、町政の執行を進めてまいりました。今後とも開かれた町政として、町民皆様の声をしっかり聞きながら、元気ある洞爺湖町の実現に向けて取り組んでまいります。

町財政はまだまだ厳しく、人口減少、少子高齢化が急速に進む中、まち・ひと・しごと創生の地方版総合戦略の策定を進め、人口減少問題と向き合いながら、地域の魅力を最大限生かし、生活・子育て・産業振興を充実させるまちづくりを進めてまいります。

東日本大震災がや近年の異常気象により、日本全国でこれまでに経験したことのないような災害が発生しております。有珠山噴火から15年が経過し、次期の噴火が近づいていると思われる中、災害では一人の犠牲者も出さないことを第一とする「命を守る防災」に目を向け、町全体の防災体制を整備するとともに、地域と連携した「自助・共助」の枠組みの確立を進めてまいります。

また、「まちづくり総合計画」を基本とした産業の振興、防災対策、医療や福祉の充実、生活環境の整備などを積極的に進めるとともに、平成29年度から10カ年の第2期洞爺湖町まちづくり総合計画の策定を進め、誰もが安心して暮らすことのできる洞爺湖町を築いてまいりたいと存じます。

初めに、平成27年度の予算について申し上げます。

当町の財政状況につきましては、これまで取り組んできた行政財政改革、財政健全化計画の策定、国の累次にわたる経済対策等により、財政指標は徐々にではありますが、改善傾向

にあります。しかし、長引く地方の景気低迷、少子高齢化、人口減少等さまざまな課題が山積みされており、依然として厳しい財政状況の中であって、引き続き効率的な財政運営を行いながら、事業の取捨選択を行い、地場産業の振興、福祉の充実、公共サービス等の維持に努めてまいります。

一般会計の予算概要であります。歳入においては、公共事業費の増加による国・道支出金、町債等の増により前年度を上回る計上をしております。

自主財源の根幹をなす町税は、固定資産税の評価替え等から前年度3,217万円減の10億6,433万円を計上し、地方交付税は普通交付税で交付実績による推計から減額を見込み、特別交付税は前年度同額とし、対前年度1億2,100万円減の35億9,000万円を計上いたしました。

国庫支出金は、町道整備事業、街路事業、学校施設耐震化事業、史跡保存整備事業等の増で2億1,114万円の増の5億3,432万円、道支出金は農業振興事業、史跡保存整備事業等の増で3,674万円増の2億7,736万円、寄附金はふるさと納税等により3,100万円増の3,600万円、町債は防災行政無線デジタル化整備事業、消防施設整備事業等の増で7億4,940万円増の10億9,850万円を計上しております。

なお、本年度における歳入不足については、基金の取り崩しにより、財源確保を図ったところであります。

歳出については、公債費、人件費は減となっておりますが、社会保障費、消防施設等整備による一部事務組合負担金、建設事業費等の増から、前年度を上回る計上となっております。依然厳しい財政状況にあることから、経常的経費の節減などにより財源の確保を図り、現行の行政サービスを維持しながら、防災行政無線デジタル化及び消防施設等整備などの防災減災事業、医療費助成の拡大による少子化対策等の重要課題に重点配分をしております。

なお、平成26年度の国の補正予算で計上いたしました地域住民生活等緊急支援のための交付金事業につきましては、予算繰り越しとなることから、本事業は新年度予算と合わせた一体的な事業執行により取り進めてまいります。

この結果、各会計予算は、一般会計で74億2,598万円、前年度比9.8%増。国民健康保険特別会計は17億4,934万円、前年度比9.9%増。公共下水道事業特別会計は8億1,022万円、前年度比6.0%減。介護保険特別会計は10億3,717万円で前年度比3.2%増。簡易水道事業特別会計は1億875万円で、前年度比16.7%増。後期高齢者医療特別会計は1億5,416万円で、前年度比7.0%の減。水道事業会計は、収益的収支で3億2,710万円、前年度比で1.3%増、資本的収支については1億8,276万円で、前年度比53.2%の減として編成いたしました。

次に、平成27年度予算の主な施策と取り組みをまちづくり総合計画の施策体系に基づきご説明申し上げます。

第1は、新たな定住と交流をはぐくむ都市基盤づくりであります。

まち・ひと・しごと創生による地方版人口ビジョン、地方版総合戦略の策定を進めるとともに、総合戦略の目標や施策の基本的方向、具体的な施策により、人口減少対策に向けた取り組みを進めてまいります。

地域住民生活等緊急支援のための交付金事業に関しましては、平成26年度補正予算措置としておりますが、その執行は平成27年度となることから、その基本方針と政策5原則に基づき、少子高齢化、移住・定住促進、創業支援・販路拡大、観光客誘致促進の事業を実施してまいります。

住宅施策であります。町営住宅については、洞爺湖町営住宅等長寿命化計画に基づき、一部住宅の除却工事を実施してまいります。また、町内全体の総合的な住宅施策については、洞爺湖町住生活基本計画に基づき、定住移住対策を含め、福祉・まちづくり・環境等の関連分野と連携を図りながら進めてまいります。

昨年度から着手し、本年度が報告期限となっている民間大規模建築物の耐震化については、診断結果に基づく耐震改修に対する大規模建築物の所有者への支援策を、関係機関へ強く要望していくとともに、町の支援策創設も検討してまいります。

次に、道路・交通網の整備についてであります。

国道及び道道の整備については、町民生活の利便性の向上を図る上で、最も重要な路線であり、防災上の観点からも欠くことのできないものであることから、国道230号の道の駅とうや湖や付近の歩道設置と留寿都村との行政界付近の直線化並びに国道37号の豊浦側のチャス・クリヤトンネルの安全対策などの整備、町道ピワオク線及び町道板谷川大通り線の道道昇格及び整備、とうや湖高齢者ぐるっと一周線の整備、道道豊浦洞爺線の洞爺地区市街地の山側区間の歩道整備を本年度も引き続き、国・道に対して要望してまいります。

次に、町道であります。都市計画道路事業海岸通については、引き続き用地補償を実施し、整備促進を図ってまいります。

町道などの危険箇所対策については、庁内交通安全対策プロジェクト会議の検討結果を踏まえ、工事を実施してまいります。

道路ストック総点検事業については、本年度、道路照明等の道路附属施設点検や道路のり面構造物点検を実施し、今後の補修など必要な対策を講じてまいります。

また、昨年発生した伏見橋崩落事故については、伏見橋崩落調査委員会を発足し、調査並びに原因究明について検証しておりますが、事業手法も含め早急に復旧について努力してまいります。その他の道路橋につきましても、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の適切な補修等を実施してまいります。

都市公園については、公園施設長寿命化計画に基づき、高砂公園の遊具更新を実施してまいります。

地域公共交通は、生活交通ネットワーク計画に基づき、引き続き交通の確保に努めてまいります。

消防・救急体制については、平成27年度の最重点事業として、地域防災力の強化に努めてまいります。西胆振消防組合伊達消防署洞爺出張所庁舎の新築と消防・救急デジタル無線の整備、通信指令台の一元化整備にあわせて、これまで未整備の洞爺地区も含めた防災行政無線デジタル化整備を行い、町全域での防災体制の整備を図ってまいります。土砂災害防止対

策につきましては、北海道の示す92カ所の危険区域の基礎調査の早期実施と、指定された警戒区域における防災工事を要望するとともに、避難体制の構築など、ソフト対策に重点を置いた防災対策を講じてまいります。

また、1市3町（伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町）で開局するコミュニティFM「Wi-radio（ワイ・ラジオ）」では、災害等の緊急時には、適切な情報を迅速に発信するとともに、平常時は行政情報など日常生活にかかわる情報提供に努めてまいります。

交通安全・防犯等対策の充実であります。

交通事故のない社会を目指し、交通安全町民運動推進委員会を中心に、自治会、交通安全協会、交通指導委員会などと連携を図り、交通安全の啓発強化、交通安全施設の改善に努めてまいります。

防犯、暴力団対策については、犯罪、暴力のない安全で安心な地域社会に向け、警察、教育関係、防犯協会、自治会などと連携協力した活動を推進してまいります。特に、子供たちを犯罪被害から守るための体制づくりを進めてまいります。

第2は、自然と共生する快適環境のまちづくりであります。

昨年12月に、地熱開発理解促進事業として地熱利用施設が完成し、現在、地熱発電事業（バイナリー発電）に向けたモニタリング調査が行われておりますが、2次利用として高温の温泉供給をも行っているところであります。この金毘羅山周辺地域の地熱資源を「宝の山」と位置づけ、今後の利活用など将来を見据えたまちづくりの優良な地域資源として、宝の山プロジェクト協議会を通じて、十分な検討・協議により有効な活用を図ってまいります。

次に、水道・下水道事業であります。

上水道・簡易水道事業については、昨年12月に本町地区の硬水対策事業が完成したところですが、引き続き水道の使命である安全で良質なおいしい水の安定供給を図るため、水源の保全及び施設の整備を行ってまいります。主な整備事業といたしましては、眺湖通改良工事に伴い配水管の移設工事、洞爺第2配水池の配水設備の更新や町道洞爺2号線の老朽管の布設がえ工事を実施いたします。

下水道事業については、公有水域の水質保全と生活環境の保持を図るため、下水道施設の適正な管理を行ってまいります。

虻田下水道終末処理場については、供用開始から27年経過していることから、沈砂池設備等の更新や管理棟の屋上防水を改修し、とうやクリーンナップセンターについても中央監視施設等の更新を図り、両施設の長寿命化に努めてまいります。

なお、両事業の効果的な管理と収納率の向上に努め、経営の健全化を図ってまいります。

環境衛生の充実については、小型電子機器のリサイクル及び昨年8月の繊維リサイクルは、着実に浸透しており、限りある地球の資源を大切に使う、環境と経済が両立した循環型社会の形成を目指すため、リデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）の3Rの取り組みが、さらに広がるよう努めてまいります。

また、生ごみ堆肥化施設・花美館については、昨年、廃棄物減量等推進審議会に諮問し、

本年2月に答申をいただきました。今後、この答申を尊重しながら財政面等を含め、改修の計画を進めてまいります。

第3は、交流と活力に満ちた元気産業のまちづくりであります。

農業の振興については、農業・農村の多面的機能の維持を図るための地域の共同活動を、今年度から高台地区において集落単位で実施することから、この取り組みに対し支援をしてまいります。

クリーン農業の推進については、これまでの事業の見直しを行い、土に分解され、ごみとして一切排出されない生分解性マルチ普及拡大に向けた支援を行ってまいります。

また、農業後継者の育成対策であります。担い手育成のため「ACとうや」や「JA青年部」の農業知識向上勉強会の開催、研修活動等に対し支援するとともに、婚活交流事業を継続して実施してまいります。さらに、後継者のいない農業経営者の経営資産を、新規就農希望者への継承する事業についても応援してまいります。

農業研修センターについては、土づくりに重要な土壌分析を核に、JAとうや湖並びに胆振農業改良普及センターと連携を図り、営農指導等を推進してまいります。

洞爺湖中島のエゾシカ対策につきましては、低密度化したエゾシカ生息数を増加させないため、個体数調整並びに植生回復状況等の調査をしてまいります。

林業の振興については、富丘地区等で間伐事業を実施するとともに、独立行政法人森林総合研究所の費用負担による水源林造成事業を富丘地区で引き続き実施してまいります。

水産業の振興については、ここ数年、ホタテ貝価格が高値で安定し、生産額も増大している状況ではありますが、自然環境の変化などによるホタテ貝養殖の経営不安もあることから、引き続き漁業経営の安定のため雑物等の処理への支援を行い、また、ウニの種苗放流事業について支援をしてまいります。

虻田漁港大磯分区については、現在、北海道が臨港道路の仮設道路を整備しておりますが、10月から開通できる見通しとなっており、今後は、岸壁にて作業のできる体制と、計量施設などの整備による出荷体制について、関係機関と協議の上、整備をしてまいります。

商工業の振興と新産業の開発については、昨年12月、洞爺湖町商工会の地域活性化特別委員会の提言書を受け、関係部署の検討会議を設置し、事業内容の検討を進めております。

また、地方創生関連事業として、消費の喚起と生活支援事業のプレミアム商品券を発行するとともに、地域活性化事業について継続して支援を行います。さらに、異業種間交流事業である大秋穫祭への支援を行い、各産業団体が連携し、地域資源の有効活用や新たな特産品の開発によるブランド化など、積極的に進めてまいります。

チャレンジショップ事業については、引き続き地域に根差した特色あるシップの開業者・企業者等と呼び込むための情報提供を行い、商店街活性化と地域の振興に努めてまいります。

雇用対策については、冬季就労対策事業等により失業者の雇用対策を講じるとともに、町内企業からの求人情報をホームページや広報紙等で周知してまいります。

移住・定住対策については、ワンストップサービス窓口の充実を図り、移住・定住に関する

る情報提供を行うとともに、空き家・空き店舗の登録数をふやす空き家バンクのさらなる充実、移住体験住宅の整備を行い、PRを強化して移住につなげてまいります。

地域おこし協力隊については、地域おこし活動による隊員の起業・就業を支援し、定住・定着に推進してまいります。

観光振興については、海外宿泊客誘致及び首都圏を中心とした観光客への積極的な誘致活動により、対前年比において順調な伸びを見せており、特に海外からの観光客の需要が高まっています。

外国人向け無料Wi-Fiが本年1月より運用が開始され、地域の観光・防災情報などを5カ国語対応で配信しており、利用者に高評価を得ていることから、今後とも関係機関と連携して電子媒体による環境整備の充実を図ってまいります。

また、洞爺湖温泉の玄関口であるバスターミナル内に観光協会が移動し、国内外の観光客に対するサービスの向上に努めることとしています。

平成28年3月予定の北海道新幹線開業に向け、「北海道新幹線×n i t t a n戦略会議」と連携して事業を展開するとともに、2次交通の充実のため関係機関への要望活動を進めてまいります。

次に、平成28年度に洞爺湖温泉開湯100年を迎えるに当たり、開湯100年記念事業委員会を設置し、記念事業や特色ある観光地づくりについて検討を進め、新たな事業展開や既存事業のマンガアニメフェスタや各種スポーツイベントなどと連携した取り組みを発展させ、宿泊客も一層の増加を目指します。また、スポーツ観光地を目指したサッカー場について、さらに検討を進めるとともに、北海道フットボールクラブ（コンサドーレ札幌）との交流・協力協定を活用した滞在型の観光地を目指します。

洞爺湖有珠山ジオパークは、1市3町連携のもと、世界再認定審査で高い評価を受けた防災・減災教育への積極的活用やジオサイトの保全活動、さらに観光関係者と連携によるジオパークのPR活動を推進してまいります。また、洞爺カルデラ周辺に点在する地域資源を有機的に結びつける魅力的な「物語性」の付加と、ジオパークのすばらしい自然環境や豊かな海と大地の資源を賢く活用することで、火山以外の面的魅力をアピールし、ジオパーク旅行による交流人口の拡大を推進してまいります。

洞爺高等学校閉校後の跡地対策の検討を核とした洞爺地区振興策検討委員会からの提言については、財政的な課題もありますが、町としては最大限尊重してまいります。さらに、有休施設となっている洞爺診療所については、小さな拠点を核とした事業展開により、生活サービスや地域活動を推進するとともに、買い物弱者支援として早期に活用できるよう進めてまいります。

第4は、やさしさあふれる健康福祉のまちづくりであります。

国民健康保険事業については、保険税率、課税限度額の一部を改定することから、より一層、制度の安定的な運用に取り組んでまいります。保険税の収納向上に努めるとともに、特定健診受診率向上のため、積極的な啓発活動やレセプト点検の強化などにより、医療費の低

減化を図ってまいります。

後期高齢者医療事業については、安定的な運用を図るとともに、健康診査受診率の向上にも努力してまいります。

乳幼児医療助成については、子供たちが安心して医療機関を受診できるよう、また、子育て支援の面からも対象を中学生まで拡大し、医療費の自己負担については無料とします。

保健・医療の充実については、町民の皆様がいつまでも健康で住みなれた地域において笑顔で生活が送れるよう、保健・医療・福祉の連携を図り、健康づくり計画及び食育推進基本計画を基本として、1次救急医療対策や2次医療対策など医療体制の維持、母子保健事業等による子育て支援対策を推進してまいります。各種検診受診率向上のため、啓蒙・啓発を強化し、生活習慣病やがんの早期発見・早期治療に結びつけるなど、きめ細かく各種保健事業を推進し、地域と行政が一体となり町民の健康づくりを進めてまいります。

地域福祉の充実については、避難行動要支援者名簿の作成を引き続き進めるとともに、避難支援機関による平常時の見守り・声かけ・安否確認などを進めながら、きめ細かな避難支援体制の確保に努めてまいります。

高齢者福祉の充実については、高齢者が住みなれた地域で自立した日常生活を営み、安心して老後の生活を送ることができるよう、第6期洞爺湖町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、包括的な支援・サービス提供体制の構築推進に努めてまいります。

障がい者福祉の充実については、障害者総合支援法の基本指針に即し、介護給付や自立支援医療並びに地域生活支援事業、育成医療給付事業などの障がい者福祉サービスの推進を図り、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援してまいります。

子育て支援の充実については、平成27年度から平成31年度までを計画期間とする洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画により、洞爺湖町民が一体となって、子供とその保護者を支えていくことを通じて、誰もが安心して楽しく子育てができ、子供たちの笑顔が広がる町となるよう、計画推進に向けて取り組んでまいります。

また、昨年度に引き続き、今年度も消費税率の引き上げに伴い、子育て世代への影響を緩和する「子育て世帯臨時特例給付金」、低所得の住民に与える負担を軽減する「臨時福祉給付金」を支給します。

最後に、人が輝き文化が薫る生涯学習及びともに築く協働・自立のまちづくりであります。

生涯学習社会の確立については、全ての住民が生涯学習活動を通じ、社会参加の意欲を高める活力ある地域づくりを推進するため、教育委員会と十分連携し、生涯学習の環境整備に努めてまいります。

洞爺湖芸術館については、芸術館友の会と連携した運営により、入館者が3,000人に達しております。引き続き、特別展の企画など、芸術・文化に触れ合える場の提供に努めてまいります。

国際交流・地域間交流活動の展開については、英国ボランティア青年の受け入れ、姉妹都市の箱根町、友好都市の三豊市や東京あぶたとうや湖会などのふるさと会との交流活動、国

際交流事業等につきまして、友好が深まるよう積極的に事業を支援してまいります。

コミュニティ活動の中心である自治会活動を引き続き支援し、地域担当職員制度のさらなる活性化を図ってまいります。

厳しい財政状況が続く中で、公共施設等の老朽化や人口減少等により、公共施設等の利用需要が変化していくため、公共施設等の全体の状況を把握し、将来にわたり更新・統廃合・長寿命化など計画的に行い、財政負担の軽減・平準化するため、公共施設等管理計画を策定いたします。

以上、平成27年度の町政執行に臨む私の基本所信を申し上げます。

町民の皆様並びに議会議員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

議長（千葉 薫君） 続いて、教育行政執行方針の説明を求めます。

綱嶋教育長。

教育長（綱嶋 勉君） 平成27年度の教育委員会所管の主要な方針について申し上げます。

今日、我が国は、急速な人口減少が進むなど、多くの社会的課題に直面しています。また、教育を取り巻く環境も大きく変化してきており、新年度からは新たな教育委員会制度がスタートします。このような状況の中において、変化の激しい社会において自立し、生きる力を身につけることの重要性が改めて認識されています。

教育の役割は人づくりであります。町民一人ひとりが自分を成長させ、みずからの夢や希望を実現するための力を育てる環境づくりに努めてまいります。また、新たな教育委員会制度における「教育に関する大綱」の策定などについて取り組んでまいります。

以下、主な方針を申し上げます。

第1は、幼児期の保育及び教育の推進であります。

平成26年度に策定された「洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度～31年度）に基づき、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な乳児期の子供たちの健やかな心身の発達を促すことに努力してまいります。

社会経済情勢から昨年度、本町保育所において一時預かり保育事業を実施してまいりましたが、今年度から洞爺湖温泉地区及び洞爺地区においても新たに実施いたします。

小学課程へのスムーズな接続のため、保育所等と小学校の連携ある活動を推進してまいります。

へき地保育所のさくら保育所につきましては、入所見込み児童数の減少により、昨年度に引き続き休止といたします。

子育て支援センターについては、社会教育及び健康福祉部局とも連携し、保育所開放、育児相談、子育てサークルの支援などの活動を行ってまいります。

老朽化した洞爺保育所の改築について、検討を行います。

第2は、学校教育の推進であります。

確かな学力、豊かな人間性、健康・体力のバランスよい向上を図り、社会で生きていくた

めの実践的な力の育成に取り組んでまいります。

各学校では、家庭や地域への情報発信と協力を力を注ぎ、開かれた学校運営と特色ある教育に努め、信頼される学校づくりを一層進めるため、新たに教育推進指導専門員を配置して指導してまいります。

なお、洞爺湖町教育改善推進委員会から受けた提言につきましては、昨年度に引き続き取り組んでまいります。

全国学力・学習状況調査では、児童生徒の努力、各学校の取り組みや家庭の協力により、徐々にではありますが、一定の成果があらわれてきております。今後とも、学校、家庭、地域との連携を図ってまいります。また、授業改善、学校改革が効果的に行われるよう指導してまいります。基礎学力向上のための教育支援員を一部の学校に配置しておりますが、今年度も継続し、体制の充実を図ってまいります。小学校における町単独の観点別学力検査も継続し、教科指導等の参考としてまいります。

特別支援学級において、子供たちの活動を支援する介護員、さまざまな問題を抱える子供たちの学習をサポートする支援員を配置していますが、介護員については増員をするとともに、医療的ケアを必要とする子供を支援するため、新たなに看護員を配置してまいります。また、関係機関と情報共有化を図り、早期からの相談体制、専門性の向上を図り、指導計画、教育支援計画の充実を進めてまいります。

環境教育、防災教育では、恵まれた自然環境を有する町として、自然のすばらしさを学ぶとともに、この環境を守り、次の世代に引き継いでいく学習を推進いたします。洞爺湖、有珠山、縄文遺跡、ジオパーク等について、火山マイスターなど専門家や関係機関の協力を得ながら、学習を深めてまいります。あわせて、有珠山噴火や地震・津波災害等につきましても理解を深め、児童生徒の率先的な避難体制づくりを推進します。

なお、洞爺湖町教育改善推進委員会から受けた避難所開設体験学習会などの提言につきましては、昨年度に引き続き取り組んでまいります。

また、地域学習の補助となる小学生用の社会科副読本については、2カ年にわたる改訂作業が終了したことから、新年度から新たに活用してまいります。

道徳教育については、いじめの未然防止とも密接な関係があることから、自立心や自律性、自他の生命のとうとさ、善悪を判断する力を育成し、その実践力の定着を図ってまいります。

健康を守る取り組みとしては、体力向上を推進するとともに、虫歯予防のためのフッ化物洗口事業を継続して実施いたします。

いじめ、問題行動、不登校等の対応につきましては、早期発見・早期対応の取り組みを徹底し、家庭、関係機関との連携強化に努め、スクールカウンセラーを引き続き配置してまいります。特に、いじめ問題においては、ふだんの児童生徒の変化を見逃さないことが大切になりますので、Q-Uテストを継続して実施するなど、学校が児童生徒の状況や学級の状況を理解するための支援を進めてまいります。また、いじめのない学校に向け、児童生徒の自発的な活動体制の構築を図ってまいります。

通学路の安全確保には、保護者などの意見もいただきながら、町長部局と連携し努力してまいります。また、交通安全教室などを通して子供の安全対応能力を高めるとともに、防犯協会などの協力をいただき、地域で子供たちを守り育てる体制づくりに努めてまいります。

町内小中学校の適正配置について、洞爺湖温泉中学校は虻田中学校へ、平成28年4月1日をもって統合することになり、本年度末をもって閉校します。残された1年間は、3年生のみとなりますが、充実した学校生活を送ることができるよう支援してまいります。また、適正配置について通学区域の特例を設けたことから、児童生徒の通学についてのスクールバス等の支援をしてまいります。

高校教育については、洞爺高等学校につきましても本年度末をもって閉校します。残された1年間、3年生1クラスとなりますが、地域に根差した生活ビジネス科の専科校として特徴を発揮できるよう、充実した教育実践を進めてまいります。また、洞爺高校閉校記念事業協賛会に対し、支援をしてまいります。

虻田高等学校については、昨年度から伊達高等学校をセンター校とする地域キャンパス校となりますが、生徒募集、部活動支援などに対する補助を継続しながら、存続に向けて努力してまいります。

学校施設等については、破損、修繕状況等を確認しながら、順次、改善を図ってまいります。虻田中学校校舎・体育館の耐震化工事を国庫補助事業により、昨年度に引き続き実施してまいります。

地域交流事業であります。中学生の箱根町との親善交流は継続し実施してまいります。また、町内各学校が参加する洞爺湖子ども芸術文化フェスティバルについても学校間、世代間の交流の一環として支援してまいります。

町育英資金貸付事業・給付事業につきましては、継続して実施し、就学の支援を行ってまいります。

学校給食については、衛生管理や施設管理を適正に行えるよう引き続き万全を期してまいります。未来を担う児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた給食を提供するとともに、正しい食事のあり方や望ましい食習慣の形成に努めてまいります。また、アレルギー対策を見直し、医師の診断に基づくより安全で確実な対応に努めてまいります。あわせて、食育の一環として、地産地消をさらに進め、地域の食材や食文化を理解するための「食」指導を継続し、地場産食材の促進や特色を生かした給食を提供してまいります。

給食費につきましては、吟味した物資購入や2町共同購入などの自助努力をしながら、前年度と同額の給食費並びに給食内容で実施してまいります。

第3は、社会教育の推進であります。

第2次洞爺湖町社会教育中期計画（平成25年度～平成29年度）に基づき、町民一人ひとりが生涯にわたって心豊かに学び続けることができるよう、生涯学習の観点に立ち、家庭、学校、地域社会がそれぞれの役割を果たす中で、洞爺湖町の教育資源を活用した学習や文化・スポーツ活動を推進してまいります。

乳幼児教育については、家庭教育支援一環として本を通し親子の触れ合いや、親の子育ての気持ちをはぐくむ機会として、生後7カ月の乳幼児健診時に実施しております「ブックススタート事業」や、小学校新入学児童説明会等を活用し、保護者を対象に家庭教育に関する情報提供を行う「子育てメソッド形成事業」を引き続き実施してまいります。また、子育てサークルについては、各種事業において母親同士の情報交換や、仲間づくりの機会を利用した人材育成等を含めた活動支援を行ってまいります。

少年教育については、集団活動による社会参加や自然体験を通し、子供の生きる力・豊かな人間性を育てる「子ども社会体験活動事業」を実施します。「洞爺湖GENKIDS」については、引き続き酪農学園大学と連携を図りながら、環境問題や地域学習の機会を提供してまいります。

香川県三豊市との交流事業「ふるさと・ふれあい・フレンドリーツアー事業」につきましては、昨年度より全町の小学6年生を交流対象として実施しており、引き続き両市町の友好関係をより一層深めるよう取り組んでまいります。

放課後児童健全育成事業（学童保育）については、設備及び運営の基準が示されたのをもとに、小学生を持つ保護者が安心して働けるよう充実を図ってまいります。

学校支援地域本部事業については、町内の小中学校と地域住民から登録をいただいた方々との情報共有を図りながら、学校支援ボランティア活動の取り組みを進めてまいります。また、児童を対象に学習・運動・体験プログラムによる学習習慣、運動習慣の定着を図ることを目的とした子供の生活習慣づくり推進事業「子ども朝活」については、引き続き事業の定着を図り、学校・地域と連携のもと取り組んでまいります。

青年・成人教育については、「自然に親しむつどい」などそれぞれのニーズに応じて学習機会を提供しながら、社会活動への積極的な参加を図られるよう支援を行ってまいります。また、青年団体等が実施しているイベントへの協力等、関係団体との活動支援、リーダー養成に取り組んでまいります。

女性教育については、社会の多様な場面に参画する中で、指導的な役割を果たせるよう、女性リーダー養成研修への派遣を引き続き実施するとともに、女性団体の活動を支援してまいります。

男女共同参画事業については、女性学級として実施していた名称を、きずな学級として変更し、男女がともに参加できる事業として引き続き実施するとともに、男女間格差を取り除くため情報の共有や啓発を進めてまいります。

高齢者教育については、「いきいき学園」などを中心に、学習意欲の高揚や知識の習得を図りながら、健康づくりや生きがいづくり、仲間づくりを行ってまいります。また、高齢者の持つ長い人生経験、職場経験で得た学習の成果を生かし、積極的に社会貢献できるように支援してまいります。

芸術文化の振興については、洞爺湖町文化団体協議会、とうや文化協会との連携を図り、地域の芸術文化の発展に努めてまいります。また、町民の方々に芸術鑑賞の機会を提供する

ため、幅広い年齢層の方々が楽しめるよう、さまざまな分野での芸術文化活動の提供を図ってまいります。

高砂貝塚等の保存整備事業の実施については、保存整備委員の意見を伺いながら、本年度から5カ年計画で整備を進めてまいります。

史跡入江・高砂貝塚への関心や縄文の理解をより深めていただこうと、恒例となった「縄文まつり」については、さまざまな縄文体験などを取り入れて、親しみのあるイベントとして定着するよう取り組んでまいります。

また、「縄文ロビー講座」についても引き続き内容の充実に努め、実施してまいります。

郷土の歴史や文化を学ぶ「文化財ウォークラリー」を引き続き実施し、郷土に対する理解を深めていただく事業としてまいります。

また、入江・高砂貝塚を含む「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」のユネスコ世界遺産登録の実現を目指して、関係市町と連携して、条件整備や情報発信に引き続き取り組んでまいります。

洞爺地区郷土資料室については、施設の老朽化により、展示品は旧診療所跡に保存展示を行うよう取り進めてまいります。

北海道立洞爺少年自然の家（ネイパル洞爺）については、本年3月までに北海道による建物施設の解体が終了しますことから、道有地の移転手続を整えた後に、野外スポーツや屋外体験活動等の場として活用を図ってまいります。

読書活動については、北海道立図書館による支援事業を活用し、図書環境に関する指導のもと、あぶた読書の家、みずうみ読書の家、洞爺総合センター図書室の連携を進めて、より利用しやすい環境を目指すとともに、子どもたちがより読書に親しむ機会づくりに取り組んでまいります。また、読み聞かせ活動に対しても支援を行ってまいります。

スポーツ活動の推進については、指導者の確保を図るため、人材育成に努めてまいります。また、あぶた体育館を初めとした体育施設及び学校体育館の開放事業を活用し、スポーツ団体の自主的な活動を支援するとともに、自主的に企画するスポーツ大会・教室の開催等を支援してまいります。さらに、スポーツ推進委員やスポーツ関係団体との連携を深め、各種スポーツ教室やスポーツ事業など、町民の方々のニーズに合わせた体育振興事業を実施してまいります。

社会教育施設及び社会体育施設については、耐震化による施設整備が終了しましたことから、今後も施設の適正な維持管理を行い、子供から高齢者までの誰もが安全・安心して利用することができるよう努めてまいります。

以上、平成27年度の主要な方針を申し上げます。

洞爺湖町教育委員会としましては、地域の未来を担う子供たちが健やかに成長できる教育環境の整備や、町民の皆さんが心豊かに生き生きと学び合うことができる生涯学習の推進に努め、洞爺湖町教育行政の着実な推進を図る所存であります。

特に、平成27年度は、洞爺湖温泉中学校と洞爺高等学校の2校が年度末をもって閉校しま

す。一つの年度に二つの学校が同時になくなる結果となり、教育行政を預かるものとして断腸の思いであります。

最後となりますが、両校の生徒諸君が、両校の最後の卒業生として胸を張って巣立つことができるよう、最大の支援をしてまいります。

議員各位、町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

以上でございます。

議長（千葉 薫君） 以上で、町政執行方針並びに教育行政執行方針の説明を終わります。

ここで10分間休憩し、45分再開とします。

（午前 11 時 35 分）

議長（千葉 薫君） それでは、再開をいたします。

（午前 11 時 45 分）

一般質問について

議長（千葉 薫君） 日程第7、一般質問を行います。

本日は、2番、小松議員から、9番、下道議員までの4名を予定しています。

初めに、2番、小松議員の質問を許します。

2番、小松議員。

2番（小松 晃君） 今回は、先ほど町長から説明のありました平成27年度の執行方針、主な施策の中から何点かお伺いをしたいと思います。

この後、26年度の補正予算が提案されることだろうと思いますけれども、その中では地域住民生活緊急支援のための交付金、これが約7,800万円余り計上される予定となっています。執行方針の中で、その基本方針と政策5原則に基づいて少子化対策、移住・定住対策云々とありますけれども、この政策基本方針と政策5原則、以前にもらった資料を見ましても余りにも抽象過ぎて、何の事業をやればいいのかというのがよく読み取れません。基本方針と政策5原則に基づいて事業を実施してまいるということですから、この抽象的な作文をどう理解したのか、まずそこのお伺いをしたいと思います。

議長（千葉 薫君） 鈴木企画防災課長。

企画防災課長（鈴木清隆君） まち・ひと・しごと創生法による基本方針であります。人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるため、まず三つの基本的視点で人口減少克服地方創生に正面から取り組むこととしております。これは政府のほうで発表しているところでありますけれども、この部分をお伝えしていきたいと思っております。

まず一つ目には、東京一極集中を是正することであり、地方から東京圏への人口の流出に歯どめをかけ、東京一極集中に是正をするため、仕事の創生と人の創生の好循環を実現することです。

二つ目に、若い世代の就労、結婚、子育ての希望を実現するに当たりまして、人口減少を

克服するために若い世代が安心して就労し、希望どおり結婚し、妊娠・出産・子育てができるような社会経済環境を実現することです。

三つ目として、地域の特性に即して地域課題を解決することでありまして、人口の減少に伴う地域変化に柔軟に対応し、地域が直面する課題を解決し、地域の中において安全・安心で、心豊かな生活が将来にわたって確保されるようにすることです。

まち・ひと・しごとの創生を好循環を確立するためにという形で、仕事の創生として地域に根づいたサービス産業の活力、生産性の向上、雇用の質の確保、向上に注力していくこととし、特に若い世代が地方で安心して働くことができる雇用提供が必要となっております。人口の減少が深刻な地方では重要でありまして、経済・産業全体の付加価値や生産性を継続的に持続させていくことが必要と言われております。

二つ目に、ひとの創生でありまして、地方へ新しい人の流れをつくるため、地域内外の有用な人材を積極的に確保、育成し、地方への移住・定住を促進するための仕組みづくりを整備し、地方での仕事にチャレンジでき、安心して子供を産み育てられるよう結婚から妊娠・出産・子育てまで、切れ目のない支援を実現することとなっております。

三つ目に、まちの創生でありまして、しごと・ひとの好循環を支えるために、人々が地方での生活やライフスタイルのすばらしさを実現し、安心して暮らせるようなまちの集約、活性化が必要です。地域が個性を生かして自立できるようICT、情報通信技術でありますけれども、こういうものを活用しつつ、まちづくりにおいて革新を起こしていくことが重要であると言われております。

この事業を遂行するに当たって、まち・ひと・しごとの創生政策5原則がございます。

一つは、自立性として、各施策が一過性の対処療法的なものにとどまらず、構造的な問題に対処し、地方公共団体、民間事業者、個人等の自立につながるようなものであるようにする。特に、地域内外の有能な人材を積極的な確保、育成を急ぎ、施設の効果が特定の地域・地方、あるいはそこに属する企業・個人に直接利するものでございまして、国の支援がなくても地域・地方の事業が継続する状態を目指し、具体的な工夫がなされていることを要するものでございます。

二つ目として、将来性がございます。地方が自立かつ主体的に夢を持って前向きに取り組むことを支援する施策に重点を置き、活力ある地域産業の維持、創出し、地域のきずなの中で、心豊かに生活できる環境を実現する仕組みづくりを行うこととなっております。

三つ目として、地域性としては、国は各地域の実態に合った施策を支援することとし、各地域は客観的データを基づき、実情分析や将来予測を行い、市町村のまち・ひと・しごと創生戦略を策定するとともに、当戦略に沿った施策を実現できる枠組みを整備することとなっております。

4番目に、直接性として、限られた財源の時間の中で最大限の成果を上げるため、人の移転、仕事の創出やまちづくりを直接的に支援する施策を集中的に実施、地方公共団体に限らず住民代表に加え、産業界、大学、金融機関、労働団体、産官学、勤労と言われております

けれども、連携を促すことにより施策の効果をより高める工夫を行い、民間を含めた連携体制の整備が図られることとなっております。

最後、5番目になります。成果、結果重視として、効果検証の仕組みを伴わないばらまき型の政策は採用しておりません。明確なPDCAと言われておりますけれども、計画・実施・評価・そして改善のもとに短期・中期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善を行うことということになっております。成果の検証結果により、取り組み内容の変更や中止の検討が行われるプロセスがしっかりと組み込み、その検証や継続的な取り組み改善が容易に可能である必要があると言われていたのが、国の基本方向と政策の5原則でございます。

議長（千葉 薫君） 小松議員。

2番（小松 晃君） 大変詳細に説明いただきまして、大変ありがとうございました。

中央官庁の役人が書いた文書、これだけ読んで、では町は何をやればいいのかなのというはよく読み取れませんでした。ここで、基本方針と政策5原則に基づいて少子化対策、移住・定住促進、創業支援、販路拡大、観光誘客促進の事業を実施してまいりますと、それぞれこの後の主要な施策の中で述べておりますし、前回いただいた資料の中でも、総額7,800万円余りの内訳があります。ただ、この中では、ここで言っている創業支援だとか、販売拡大がどれに当たるのかなと、子育て、あるいは少子化対策、移住・定住促進、観光誘客促進というのは、そういう文字がありますからわかるのですけれども、創業支援、販路拡大がどれに当たるのかなというのがちょっとわからなかったもので、このこともお伺いします。

議長（千葉 薫君） 鈴木企画防災課長。

企画防災課長（鈴木清隆君） 今回、平成26年度の補正予算として、7,889万7,000円計上させていただいているところであります。議員がおっしゃる少子化対策、移住・定住促進、支援事業、販路拡大、観光誘致の部分でございます。

少子化対策におきましては、子育て応援事業ということの中で、出産祝い金の支援事業を行うこととしております。またもう一つ、子供インフルエンザワクチン接種助成事業が、この少子化対策よっての事業としております。

また、移住・定住促進でございます。この部分につきましては、ちょっと暮らし事業、また後継者と婚活支援事業、住宅リフォーム支援事業が、移住・定住促進事業のものでございます。

創業支援、販路拡大の部分でございます。こちらにつきましては、移住・定住の促進事業の中でチャレンジショップ支援事業、また、ぐるっと洞爺湖プレゼント地域活性化事業、特産品PRパンフレット作成事業が、移住・定住の中で創業支援、販路拡大という部分でとらえているところでございます。

最後に、観光誘客の促進でございます。こちらの部分につきましては、国外誘客素材としてのDVD・パンフレット等の作成事業、また国内誘客プロモーション事業、そして観光コンシェルジュ事業が平成26年度の補正予算の中で、地方創生先行型の中で計上しているもの

でございます。

議長（千葉 薫君） 小松議員。

2番（小松 晃君） わかりました。

先日いただいた地域住民生活等緊急支援費、その額7,800万円の事業費の中で、地方版戦略策定事業というのがありますけれども、これは何をやるのかお話しただけですか。

議長（千葉 薫君） 鈴木企画防災課長。

企画防災課長（鈴木清隆君） 国が言っている部分では、今、人口が2060年には大幅に1億人を切るという状況の中にあります。そうした中で、この各市町村がまず今の人口動態をしっかりとつかむようにという部分の中で、今後、2040年、60年までの人口動態を5歳単位の中で、男女別、就労先、またはどちらのほうから働きに来ているのか、そういう分析をする部分で業者のほうに委託する部分となっている事業でございます。

議長（千葉 薫君） 小松議員。

2番（小松 晃君） それでは子育て支援事業、少子化対策に関連してちょっとお伺いしますけれども、昨年6月の議会の一般質問で、子ども・子育て支援対策としてゼロ歳児、1歳児は保育所に預けるのではなくて、母親の手元で育てられるような支援策を講じられないかとの質問に対して、法定13事業以外に町が独自に計画するものについては、計画策定委員会で慎重に議論する。また、町長もこれに対する国・道の補助メニューがなく、町が単独で行うとすると多額の費用を要すると。しかし、定住・移住、あるいは子育て対策に鑑み、いろいろな角度から検討してみなければならないと言っていました。その後、計画策定委員会だとか、あるいはこれに対して検討を、あるいは議論をした経緯があるのかどうなのか伺います。

議長（千葉 薫君） 皆見健康福祉課長。

健康福祉課長（皆見 亨君） まず少子化が進行する中で、安心して子供を産み育てることができる環境の整備というものは、これは必要不可欠であると、議員がおっしゃるとおりであるというふうに私も感じているところでございます。

その一つの施策として、乳幼児を保育所で預けるのではなくて、母親の手元で育てることができるような施策ということで、さきの6月の議会で議論をさせていただきたいと、計画策定委員会において議論をさせていただきたいということでご答弁をさせていただきました。その後、協議会において協議をいたしました。その必要性は理解できるというものでございますけれども、初めから家庭において養育するというのを考えている世帯、または育児休業を取得することを考えている世帯、さらには保育所や親類に預けて働く予定である世帯など、さまざまなケースがあって、給付基準などについて難しいのではというようなご意見をいただいたところではございます。

議長（千葉 薫君） 小松議員。

2番（小松 晃君） 前回もお話ししましたけれども、できれば生後7カ月、8カ月の子供を保育所に預けるのではなくて、やっぱり母親の手元で育ててあげたい、そう思っている親

も多分多いと思うのですね。どうしても仕事を抜けられないから、保育所に預けなければいけないというのもあると思いますけれども、せめてそういう希望があれば聞いてやっていただけないのかなと、そんな気もしますが、どうでしょうか。

議長（千葉 薫君） 皆見健康福祉課長。

健康福祉課長（皆見 亨君） ご提案の支援策についてでございますけれども、この計画、今回の子育て支援事業計画というものは、5カ年の計画期間でございます。今回の支援策について、議員がおっしゃるものにつきましては、計画の中には盛り込んではいないところではございますけれども、策定委員会では計画の進捗状況及び評価・点検を毎年度行うこととしてございます。実現につきましては、なかなか諸事情等により難しいものもあると思いますが、今後もその時々々の社会情勢の変化を見定めながら、継続して計画策定委員会の中での委員の皆様のご意見等、伺っていきたいというふうには考えているところでございます。

議長（千葉 薫君） 小松議員。

2番（小松 晃君） 今すぐ云々ということにはならないと思いますので、頭の隅に入れておいてもらって、折に触れて検討していただくということにしてください。

議長（千葉 薫君） 小松議員、今、これから12時に、昼食に入るわけですがけれども、きりのいいところで。

2番（小松 晃君） あと、一、二分で終わります。

議長（千葉 薫君） 小松議員。

2番（小松 晃君） 今回のこの事業は、あくまでも26年度事業ですし、新年度予算には類似する予算が見当たりません。それも26年度の年度末ぎりぎりになって補正が出てくるという状況ですから、これが単年度で終わって、単年度でまた一過性で終わってしまったら、効果が出ない事業も多分出てくると思うのですね。新年度以降見通しは、今、26年度予算もこれから審議する段階ですから、27年度以降はこの種の事業まだできるのかどうなのか、その辺ちょっと確認をしたいと思います。

議長（千葉 薫君） 真屋町長。

町長（真屋敏春君） 今回、国のほうにおきまして、いわゆる地方創生なるものができたわけですが、議員おっしゃるとおり、よくわからないというのが私ども実感でございます。ただ、そんな中、やっぱりしっかりした戦略を組んでやっていかなければならないと、人口流出については今始まったものではなくて、国の施策の中で私どもの町にもいわゆる優秀な人材がおりました。中学卒業、高校卒業、そして大学に行ったときに、その人方が求める職場というのは、ややもするとやっぱり都市部に行ってしまう、条件のいいところに行ってしまう。若い人が、この町に残ってくれないというのが現状の中で、しかも私どもの地域の中ではそれを何とか打破しようということで、特色ある地域づくりを今までやってきたわけですが、特にイベント多い町でございますけれども、イベント、あるいはジオに認定された地域、さらには今、婚活等々いろいろな他にもないような事業も、私どもの町として独自に取り組んできたわけですが、国のほうではいわゆる、ひと・しご

と・まちづくりの中で今回こういうことをやってくれということで、26年度急遽、国のほうの補正予算が決まりました。

地方創生先行型、あるいは地域消費喚起生活支援型ということで、私どもの町にも総体で、全体で町の負担も含めると、7,800万円ぐらいの事業費になるわけですが、今、議員おっしゃられたとおり、私どもの町もずっとこのまま継続していけるかということ、私どもの財政事情を考えると、非常に厳しいものがございます。そんな中、27年度も恐らく補正予算が出るのではないかと今言われておりますけれども、そこら辺を見きわめながら事業の選択をしていかなければならないなというふうにも思っております。

ただ、私ども予算の中でも今まではやりたくてもできなかった事業の中で、子育て、あるいは福祉の充実、特に今回は医療費・子育てということで、中学生まで医療費無料ということも取り組まさせていただきたいと思っておりますけれども、そういうことは1年、2年で終わるものではなく、やはり継続してやっていかなければならないなというふうにも思っておりますし、この町に例えば移住・定住できていただくためにも、今、住宅リフォーム等もやっておりますけれども、これらについてもこれらにかわるようなものも一つ検討し、さらにこの地域で何というのでしょうか、住んでいただける、あるいはこの町に今まで住んでいた方々が、何かをやりたくてもできなかったけれども、町の支援があれば何とかできると、そういう一助になれるようなものを今後、検討していかなければならないなというふうにも思っております。

議長（千葉 薫君） 小松議員。

2番（小松 晃君） せっかく手がけた事業が、中途半端で終わることのないようにいろいろな団体を通じて、この事業を継続していけるように、町長、努力していただきたいと思っております。

これで、（1）を終わります。

議長（千葉 薫君） では、質疑の途中でありますけれども、残余の質疑は午後からとしたいと思います。

休憩に入ります。

再開を1時とします。

（午後 0時06分）

議長（千葉 薫君） それでは、再開をいたします。

（午後 1時00分）

議長（千葉 薫君） 午前に引き続きまして、2番、小松議員の一般質問を続けます。

2番、小松議員。

2番（小松 晃君） それでは、通告の（2）の点についてお伺いをします。

執行方針には、スポーツ観光地を目指したサッカー場について、さらに検討を進めますとい

うかなり消極的な言い回しをしていましたけれども、実は平成25年にこれに関する調査特別委員会、検討特別委員会が設置をされて、去年3月6日に委員長から議長に調査の報告をしています。この中では、ここに書いてありますように、特別委員会としては、現時点において町が運動公園、サッカー場、またこのたぐいの施設を新規に建設・設置することについては、これを否と決したということで、それからちょうど1年ですけれども、これはあくまでも委員長が議長に報告したことです。とはいいいながら町長もこのことは、それなりに受けとめただろうと思います。1年後の今、さっきも言いましたけれども、消極的な言い回しとはいいいながら、サッカー場の云々ということが出てきたということは、この1年間に検討すべき環境になったのかどうなのか、その辺をお伺いします。

議長（千葉 薫君） 真屋町長。

町長（真屋敏春君） サッカー場建設についてでございますけれども、平成25年、そして26年と私どもの不手際から、議員の皆様には大変ご不便というよりも不快な感じを持たせてしまったことに対しては、改めておわびをすることでございます。

この問題につきまして、当初、私ども提案をさせていただいたときに、用地の問題、さらには建設費に多大な費用を要するというので、本当にご迷惑をおかけしたところでございますが、何とか今の現状、いわゆる私どもの地域にも、北海道の中でも非常に温暖な地域ということから、今、スポーツ観光に対する思いが非常に道内でも高まっているということで、道内の少年少女のサッカーチームがいろいろ会場を模索している、あるいは転々としているという状況も聞いております。また、去年は海外の台湾のほうからも少年チームがこちらのほうに來まして、地域の子供たちと対外試合をやったという経緯もあります。

この地域には、ご承知のように隣の地域に天然芝のサッカー場がございまして、非常にそれが好評を得ていると、今も1市3町の中で何とかこの地域を、スポーツ観光に特化したものに寄与できないかという議論はしておりました。その中で、最小限の費用で最大限の効果を生ますような方策は何かないのかということで、今現在も検討をしているところでございまして、一応これは26年というか、26年の秋くらいまではなかなか場所の問題、あるいは金額の問題でも、非常に難しいものがあるなという思いでございましたけれども、何とか安い金額、あるいはそこそこの施設を何とか共同でできないもの、共同というよりも私どもの町でできないだろうかというものが、検討を始めているところでございまして、それが正式にこれなら議会にもご協議していただけるだろうというものができ上がりましたら、また議会のほうにも相談をさせていただきたいなというふうに思いますが、今現在では、まだその素案になるものが残念ながらできていない状況にあることから、今回、執行方針の中にはそのような言葉に書かせていただいたところでございますが、素案が成熟した段階では、また議員の皆様とご協議をさせていただきたいなというふうに考えております。

議長（千葉 薫君） 小松議員。

2番（小松 晃君） 自分もこれを否定するつもりはありませんし、環境を整えば進めているのではないかなというふうにも思っています。平成25年に特別委員会設置して、いろいろ

検討した中では、室蘭、伊達、洞爺湖と三つの会場ができれば、かなり大きな大会も誘致できるのではないかといいところまで検討したこともあります。いずれにしても今回、こうやって文書にする前にいろいろな機会があったから、ちょっと耳打ちしてくれたらよかったのかなと、そんな気もしています。

先ほど言いましたように、自分も環境が整えば進めるべきだと思うし、これを否定するつもりもありませんので、町長も環境が整ったら、また議会側とも相談をしたいということですから、そのようにお願いをして、この質問は終わります。

それから、(3)では、教育長の執行方針にもありましたけれども、27年度末をもって二つの町立高校が閉校、廃校になります。そのうち洞爺高校については、町民の方々にいろいろ検討していただいて、あの跡地をどう利用するか、寮も含めてどうするかということである程度一定程度の結論を得ています。もう一つの洞爺湖温泉中学校、あれだけの大きい校舎でもあるし、あのまま放置しておくのはもったいないのと、何かに使えないのか、利活用できないのか。恐らく検討するにしても1年、2年はかかると思いますので、廃校を1年前にして今からでも検討すべきではないかなということですが、これはいかがでしょうか。

議長(千葉 薫君) 天野管理課長。

管理課長(天野英樹君) 洞爺湖温泉中学校の利活用、今から検討しておくべきでないかとのご質問でございますが、初めに洞爺湖温泉中学校施設の耐震化の状況についてご説明をさせていただきますが、体育館等につきましては、平成24年度に耐震化工事を実施してございますが、校舎等におきましては生徒数の急激な減少により、耐震化工事を見送ってございましたが、町内小中学校の適正配置に関する協議を進め、昨年未までに洞爺湖温泉中学校、虻田中学校へ平成28年4月1日をもって統合することについて、保護者や地域の皆様からご理解を賜り、一定の結論を得ることができました。このことから、今議会に洞爺湖温泉中学校を虻田中学校へ統合することに関する、町立学校設置条例の一部改正案を提案しているところでございますが、統合された後の洞爺湖温泉中学校の校舎等については、解体を含め検討しているところでございますけれども、今後、地域の皆様とも協議をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長(千葉 薫君) 小松議員。

2番(小松 晃君) 確認しますけれども、校舎については耐震化工事を行っていないので、再利用はできないと、解体という方向で検討しているということでしょうか。

議長(千葉 薫君) 天野管理課長。

管理課長(天野英樹君) 解体というがっちり固めたということ、解体を含めということですので、結局、耐震化してございませんので、仮に利用するような事案が出ましたら、耐震化工事も当然実施しなくてはいけないので、相当な費用もかかるので、解体を含めいろいろな利活用について検討させていただきたいという意味でございます。

議長(千葉 薫君) 小松議員。

2番(小松 晃君) ということであれば、なおのこと今からすぐ検討しておかないと、間

に合わないのではないかと思います。それから、体育館が平成24年度に耐震化工事をしていとなれば、体育館とグラウンドは使えるわけですね。そうすると、宿泊の問題なんかもありますけれども、体育館とグラウンドを使って合宿等を誘致するとか、そういう考えはないでしょうか、発想にはならないでしょうか。

議長（千葉 薫君） 天野管理課長。

管理課長（天野英樹君） 先ほど申したとおり、適正配置のほうを優先させまして、協議も9月後半から精力的に行ったということで、結論得ましたけれども、短期間に決まると、決めたとすることもございまして、そこまでのまだ考えに至っていないということで、今、当面、子供たちが胸張って卒業できるような形で、そちらを先に優先して考えているものでございますので、そこまでまだちょっと考えが至っていないというところでございますので、議員のご意見も踏まえて今後協議してまいりたいというふうに考えてございます。

議長（千葉 薫君） 小松議員。

2番（小松 晃君） 今、子供たちが胸を張って卒業できる云々というのがありますけれども、ただ先ほど言いましたように、この手の問題についてはかなりの時間を要すると思うのですね、1年くらいで結論出る問題でないと思います。やはり校舎をどうするのか、それから体育館は耐震化工事終わっているから使える、グラウンドも使えるとなれば、総合的にどうするのか。解体も含めてというのもありましたけれども、総合的に早急に検討していただきたいということを申し上げて、ここの部分終わります。

それから、ここにあります虻田ピワオク線・板谷川大通り線、これは自分も過去に何回か質問していますし、ほかの議員も質問しています。この町道虻田ピワオク線の整備については、2000年の噴火で国道230号線が通行できなくなったときからの問題ですから、もう15年もこの問題を引きずっているということになります。特に一昨年ですか、泉公園線とピワオク線との交点が、将来の延伸を想定した交差点になっていますから、現道に対してはかなり変形な交差点になって、交通安全上からも危険な交差点と言っても過言でないと思います。そんなところからも早く延伸整備が必要ではないかと思っています。

昨年の行政と予算の大綱でも同じことを述べていました。ですから、この道路に対してこの1年間どのような取り組みをされたのか、まずお伺いしたいと思います。

議長（千葉 薫君） 森経済部長。

経済部長（森 寿浩君） ピワオク線と板谷川大通り線、この昇格と整備の関係でございますが、まず要望活動としましては、胆振総合開発期成会、それから自民党の移動政調会、これには引き続き要望をさせていただいております。

それから、別途、昨年5月、ことしの2月、これは町単独でございますけれども、町長が道庁のほうに赴きまして、これもあわせて要望しているところでございます。

それからもう一つは、埋蔵文化財の関係もございまして、これは教育委員会と協議をさせていただきまして、昨年5月に教育委員会のほうと道教委とで、そういった道路要望があるというような協議をさせていただいているところでございます。

それから、あわせて8月、ことしの2月に、これは世界遺産の関係でございますけれども、北海道、それから東北3県の推進会議というのがあるということで、この中でもそういった道路要望があるという情報の共有をさせていただいているという状況でございます。

その中では、そういった今後の課題対応に対して、道路計画が隣接地にある場合は、管理計画をつくってほしいというようなお話があるというふうに聞いております。そういったことから、今後、町教委のほうで文化庁と、そういった面で協議をするというようなお話になっております。

議員お話をされたように、この路線というのはやはり虻田の本町地区でも東西に横断する道路というのは、国道37とそれからこの路線ということで、噴火の際にはやはり非常に重要な路線になるというふうには考えておりますので、今後とも課題はあるのですけれども、粘り強く要望、その他の取り組みをしていきたいというふうには考えております。

議長（千葉 薫君） 小松議員。

2番（小松 晃君） 今、部長も言われたように、この道路は有事の時には、6区入江、4区泉、特に噴火のときには3地区の避難道路にもなる場所ですし、次の噴火に向けてのターニングポイントも過ぎているのではないかと、あれから15年になりますから、思われます。今後とも引き続き要望活動をしていくということですが、どうですか、町長、昨年もしか聞いたのではなかったかなと思いますけれども、町長の任期中に何とかめどをつけていただきたいということで、去年もお願いしましたけれども、どうでしょうか。

議長（千葉 薫君） 真屋町長。

町長（真屋敏春君） 今、道の建設部のほうに、部長、言ったとおりでございますが、何回かお邪魔をさせていただいております。そこで、今、幹部の方とお話している中では、非常にいい感触をいただいているわけですが、実際に工事また調査等々についての快諾を得てないという状況でございますが、ここについてはもっともっと粘り強く要望していかなければならないなというふうにも思っておりますので、今、道の建設部の幹部の方、できれば早くにもっと上の上部幹部に上がっていただいて、権限を行使できるようなところに私どもも何とかサポートできないかなというふうにも思っておりますが、今、その方、本当に一生懸命になって考えていただいております。

さらには、私どもの町の状況も非常に詳しく、ご承知をさせていただいているかなというふうにも思っておりますので、その辺を強く私どもプッシュしながら、ただ、今、私ども行政のほうで動いておりますけれども、本来的には必要になれば議会のお力もかりてということになるわけでございますが、余りまたプレッシャーをかけてしまってもということがありましたので、そこら辺はちょっと様子を調整しながら、必要に応じたときには議会のほうの応援も一緒にいただきたいなというふうにも思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（千葉 薫君） 小松議員。

2番（小松 晃君） 前向きなお答えをいただきましたので、期待をしたいと思います。

それで、次の(4)のは、執行方針とは関係ありませんけれども、同じ路線ですから、ここに一緒に載っけさせてもらいました。ごらんのように、あそこに新しい店ができて、T型の交差点、道道として改良した道路ですから、従来の町道に比べても幅員も大きいですし、あそこに買い物に行く人がふえているだろうと思います。

特に、町民から要望があったのは、足の不自由な方だとか高齢者については、まだ車が遠くにいるなと思って渡っても、渡りきらないうちに車がすぐ目の前まで来ていると、こんなことで大変危険なので、何とか横断歩道の設置をしてもらえないかという要望がありますけれども、その辺、町としてどのように取り組まれるかお伺いしたいと思います。

議長(千葉 薫君) 遠藤総務部長。

総務部長(遠藤秀男君) まず、横断歩道等の設置につきましては、議員もご存じのように、町で設置できるものではございません。これらの交通安全施設につきましては、北海道公安委員会が所管して設置、また管理するということになってございます。

お話のインター通り線の丁字路の交差点の部分でございますが、この道路自体、車道が9メートルございます。両サイドに歩道が各4.5メートルとなっているところでございまして、今、お話ありましたように、渡るのに結構時間がかかる場合があるかなというふうには思っているところでございます。この通り自体は、平成25年に開通してございますが、開通前の工事中に、平成22年7月にこの交差点に、信号機付きの横断歩道を設置していただきたいということで、伊達警察署経由で北海道公安委員会のほうに要望しているところでございます。

また、開通後の平成25年5月には、再度、伊達警察署のほうに行きまして、要望しましたが、伊達警察署では現地調査を踏まえた上で、当面、この箇所につきましては横断歩道、それから一時停止標識等の設置予定はないという回答をいただきました。そういうことから、町としまして、ただ町としてはやはりここは危険箇所だということから、独自に一時停止啓発の表示を設置しました。正式な一時停止表示はないのですが、それに類似したものということで、町で独自に設置させていただきました。

さらに、今、お話のありましたように、この道路沿いに新たに商業施設の計画がございました。町内循環バスの停留所も新設されるということで、去年の5月にも伊達警察署のほうに要望しておりますが、残念ながら設置には至ってないというところでございます。今後も要望活動を継続してまいりますとともに、また町として注意看板等設置できないか、検討させていただきたいと思っております。

議長(千葉 薫君) 小松議員。

2番(小松 晃君) 2年以上も前に、信号機付きの横断歩道を設置してくれという要望出して、今まだ実現をしてない箇所がありますから、これもかなり難しいのかなという思いはしています。ただ、町民のそういう訴えがあるということだけ耳に入れておいて、ことあるごとに取り組んでいただきたい。今まで3回ほど要望しているというけれども、まだ実現ができてないようです。

以前に、温泉に信号機付きの横断歩道を設置してくれというのは、もちろん町長自体も動きまわりましたし、所管の委員会としても胆振総合振興局だとか当たって、警察署に要望に行ったこともあります。場合によっては、議会側も動かなければいけないというのがありますので、ぜひそういう部分では議会側も利用してもらって、ぜひ町民の要望かなえていただきたいということを最後に要望して、質問終わります。

議長（千葉 薫君） これで、2番、小松議員の質問を終わります。

次に、3番、松井議員の質問を許します。

3番、松井議員。

3番（松井保明君） ただいま議長から、一般質問の許可が得られましたので登壇させていただきます。許された時間範囲内で質問したいと思います。

毎度のことながら一般質問を行う際に、私もできる限り資料に目を通したつもりでございますが、深く広くということもできません。ややもすれば大ざっぱな目の通し方しかしていませんので、ややもすれば脱線するところもあるし、また誤解している点もあると思いますが、そういう点については答弁の際、遠慮なくひとつご指摘し、訂正してもらいたいと思います。

それでは、通告に沿って行いたいと思います。

件名としましては、財政運営についてという件名でございます。

今、時代が新しい時代と言っても過言でないでしょうけれども、新聞・テレビでも報じておりますように、高齢者には認知症という新しい課題がかけられたり、介護保険含め、そして子供のいろいろな事件が起き、それも本当に近くで起きてても不思議でないぐらいの身近なものを感じます。そして同時に少子高齢化、本当に身の回りに子供が本当に見えなくなってしまっていく。運動会やっても学芸会やっても、子供の発表するそういうさまざまな場所で、年々子供が姿が消えていく、消えていくというよりも出生率が落ちているだろうと思うのです。それにかけて、高齢者は毎年どんどんふえていく、これは別に不思議なことではないわけですね、人口が平均にいわゆる逆ピラミッドになっていっているという現象だと思うのです。そういう時代の中に入って行く中で、町の自治体の経営、自治体経営という言葉が使われてから何年もなりますけれども、本来、経営というのは民間が使う言葉でありまして、自治体が経営なんという言葉、決して適切ではないと思うのです。利益を上げたり、もうけるためにやっているわけではありません。しかし、今のこういう厳しい環境の中では、いわゆる経営という言葉がどうしても求められ、言葉に沿ってそれぞれの市町村がこの経営、自治体経営をどう切り抜けていくのかということが、大きな課題になっていると思うのです。

せんだってもある新聞の中に、一般質問の中で少子高齢化を迎えた中で、自治体経営とはなっていませんでしたけれども、少子高齢化の中での財政運営というものについて、どう取り組んでいくのか、どういう姿勢で進んでいくのか、取り組んでいくのか、その点を最初に町民の代表であり、町民の福祉と健康と、そしていろいろなものを考えられて取り組んでいる町長から、直にこの辺の答弁を求めたいと思います。

議長（千葉 薫君） 真屋町長。

町長（真屋敏春君） 財政運営といいたいでしょうか、財政を語る時にはまずビジョンをきちっと、私どもの町の場合には、まちづくり基本条例が一番大きな基本になる条例でございますが、やはり将来像の実現のためには基本方針を着実に進めること、そして進める上では財政的裏づけが必要不可欠であります。これまで以上に、経常経費の節減と歳入確保について取り組みを進める必要があるのかなど。財政の健全度を公債費負担状況の中からあらわす指標であります実質公債費率、あるいは将来負担比率ともに、今、私どもの町は早期財政健全化団体の基準には至っておりませんが、全道平均から比べると、ややもするとまだまだ高い状況にあるところにあることも事実でございます、このためには借入額を、極力抑えていかなければならないかなという思いでございます。

しかし、27年度予算を見ていただいたとおり、26年度においては今までやりたくてもできなかった事業をまずやらなければならない、そのために本町地区の硬水対策事業、これには一般会計から水道会計へ、2億円繰り出しをさせていただきました。そして、27年度においてはまず防災力の強化ということもあり、たまたま国の消防無線のアナログからデジタルへの切りかえ、さらには消防洞爺庁舎の建てかえ、そして集中指令台の整備、さらには地域の防災行政無線の再整備ということもあり、27年度においては少し借入れを多くしなければならない部分があるかなど。

それと、私どものような小さい町、特に自主財源のない町は、地方交付税に頼るところが非常に多い団体でございます。私どもの歳入の5割を地方交付税で占めておりますが、今まで合併算定がえによる特例措置がございまして、10年間は二つの町があったときの状況の下で交付税が算定されました。それが10年たつと、段階的補正計数はありますが、5年で段階的計数を掛けまして、私どもの町では約ゼロになったときに、4億円ほど交付税が下がるのではないかと今試算がされております。27年度の予算を作成したときも防災力の強化ということで、予算が一般会計総体で大体74億円くらいになりますけれども、そこから仮に、仮にの話ですけれども、4億円がぼろっとなくなりますと、町の財政的には非常に厳しいものがございまして。たまたま今年度につきましては4億円を、まだ算定がえになっていませんから落とすことなく、基金のほうから1億円を取り崩して、今年度の一般会計収支を合わせているところでございますが、将来に向かってはやはりしっかりした財政運営を立てながら、その裏づけになる財政をきちっと押さえながら、事業遂行をしていかなければならないなというふうにも考えております。

特に、最近の少子高齢化、あるいは社会保障費の負担こういうものに、27年度の予算もそうですけれども、やはりそういうところに予算がこれから、どんどんどんどんかかってくるのだらうというふうにも思われておりますので、これからは事務事業の見直し、そして厳しい財政運営を何年も続けなければならないのかなというふうにも思っておりますので、それにはしっかりした計画を立てるということが大事なのかなというふうにも思っておりますので、次世代の方に高負担を強いることのないような、持続可能な財政運営をしていかなければならない

なというふうにも思っております。

議長（千葉 薫君） 松井議員。

3番（松井保明君） 今、聞いておりましても、これから決して楽になるという財政運営ではないわけですね、財政は。そこでこの（1）については、町長の言わんとしている、入るを量りて出ざるを制すると、入るものをきちっと計画的にということでしょうから、そういうひとつ厳しい自治体経営がこれから進まれると思いますので、ぜひひとつそういうことを肝に銘じながら運営に取り組んでほしいと思います。

そこで何といってもこういった持続していくためには、財源の問題が必ず出てくるわけです。そこで2番目には、財源の面からということで、これは我が町として、本当は要旨の中に我が町としての財源確保の面から良質な財源、良質な財源とよく言うのですね。私もいろいろ調べているというわけではないのですけれども、一体どういうものが良質な財源、それでは悪質な財源があるのかということになりますけれども、これはうちの町として、我が町としてこれから財政運営上良質な財源をどう確保するか、良質な財源とは何か、どんなものなのか、それはどうでしょう。財政課長で結構ですから、答弁お願いしたいと思います。

議長（千葉 薫君） 伊藤税務財政課長。

税務財政課長（伊藤里志君） 良質な財源というご質問でございますが、まず町の25年度の決算状況から申し上げますと、町税を初めとする自主財源、これについては約25%でございます。そのうち町税は15%と、依存財源は約75%、そのうち地方交付税が55%ということで、当町は非常に財政力が弱いという部分の中では、こういう結果となっております。

この中で、やはり良質な財源という部分でございますが、自主財源の高い団体、もしくは不交付団体などのように、安定的な税収が図れる部分については、良質な財源という部分が語れると思いますが、当町のような依存財源の比率の高いところについては、なかなかそれは難しいものというふうに認識しております。

議長（千葉 薫君） 松井議員。

3番（松井保明君） 今、自主財源を中心にして答弁がありましたけれども、この起債の関係でいきますと、どういうものが指されるのですか。起債関係では、財源としたら。

議長（千葉 薫君） 伊藤税務財政課長。

税務財政課長（伊藤里志君） 町債の部分におきましては、本年度も先ほど町長が申しあげましたとおり10億9,850万円、前年度より約7億円程度多く起債が発行しております。

ただ、その中でやはり後年度負担の伴わない地方債ということで、交付税算入がある有利な起債の発行をことしも予算に計上しております。その中では緊急防災減災事業債、合併特例債、全国防災事業債、過疎債などの起債を今考えております。その中で言いますと、全体的にこの10億9,850万円のうち、約75%が交付税算入というふうに計上しているところでございます。

議長（千葉 薫君） 松井議員。

3番（松井保明君） いずれにしても我が町は、こういった財源を確保しなければいろいろ

な事業が進められないという、これは現実的な問題だと思うのです。そういう点ではできる限り、財政当局は良質な財源確保に努力してほしいなと思います。

そこで3番目、出ていますけれども、これはそうすると先ほどの合併特例債についても今後予測される、万が一がーと何遍も町長が言われておりましたけれども、私は、今、うちの町で持っています中期財政計画というのがありますけれども、これらを見ても、それから今後地方創生含めそういったいろいろな特に交付税なんか、全く今後伸びていくという要素はないと思うのです。まず一つ最初に、うちの町だけではなくて、これは全国的に配られていると思うのですけれども、町村が持っていることしの地方財政計画という中に、地方財政計画の中に地方創生の分について、1兆円のうちの半分を各地方自治体が新規の財源を捻出なさいと、次の努力なさいとなっているわけですね、地方財政計画の中で。

これは、せんだって財政課長が全員協議会の最後のときに、そういう言葉を述べられましたけれども、私は、それを聞いていたとき、そうか地方財政計画にのっていることを言っているのだなと思いました。そこで、この地方財政計画にある新規の財源を各地方自治体は捻出なさい、努力なさいとなっているのですけれども、これは努力義務なのですか、それとも実際もし新規の財源が、それはどんな財源を指しているのか。さっき言った良質でも何でも何でもいから、借金してでも起債起こしても財源をするのか、この辺、自主財源を言っているのか、新規の財源とはどういうことを指しているのか、ちょっと答弁をお願いしたいと思います。

議長（千葉 薫君） 伊藤税務財政課長。

税務財政課長（伊藤里志君） 地方財政計画の中には、まち・ひと・しごと創生事業費の創設ということで、1兆円が歳出で地方財政計画の中で設けられております。その中では、議員おっしゃるとおり、既存の歳出の振替として5,000億円、それと新規の財源確保として5,000億円というふうになっております。その中で5,000億円でございますが、地方の努力によってという部分でございますが、これにつきましては考え方なのですけれども、法人住民税の法人税割の交付税の原資の偏在性に伴う財源効果ということで、これは都市部のほうにある税収を一部普通交付税のほうに持ってくるという部分もあるのですけれども、その辺で約1,000億円を普通交付税のほうに持ってくるとか、あとは地方公共団体金融機構が持っている金利変動準備金の基金というのがございます。これを3,000億円を国庫のほうに戻すと、その中で財源を考えるというふうなものが、国で考えている地方新規の財源の補填分ということで、これがどういうふうに地方のほうで配られてくるかと、地方に配られていくのかというのはちょっと不透明な部分がございます、それについてはちょっと今現在としては、わからない状況になっております。

議長（千葉 薫君） 松井議員。

3番（松井保明君） そうすると、これはこれから先の問題も少々ありますけれども、要するに新規の財源を確保すれということについては、町に負担をかかられてくるものではないか、あるか、この辺はどうなのですか。

議長（千葉 薫君） 伊藤税務財政課長。

税務財政課長（伊藤里志君） 現在申し上げましたとおり、この財源につきましては、町が独自にという部分よりも国がそういう形の中で財源の確保を図った中で、地方のほうに振り分けていくというような考え方になっていると思います。

議長（千葉 薫君） 松井議員。

3番（松井保明君） そこで、こういう厳しい環境の中で、私は、うちの町の持ってあります今現在ある中期財政計画というものがあまして、これがいずれ計画が、年度が来るわけですけれども、先ほどの町長の答弁から、今後の厳しい財政状況、交付税などは特に今後厳しいと思うのです。

それともう一つは、この交付税は常識的には人口という問題があるわけですから、人口が今から国勢調査やった時点から、ことしちょうど国勢調査の時期に入るわけですから、この国勢調査によって1,000人以上、2,000人以上減になりますと、相当な交付税も影響すると思っていますのですけれども、今後の交付税の見通し、人口減等含めて、この見通しについて押さえておりますかどうか。

議長（千葉 薫君） 伊藤税務財政課長。

税務財政課長（伊藤里志君） ことしにつきましては、たしか交付税の場合は、急激に人口が落ちて急減補正という形の中で、段階的に交付税の中で措置していくという制度がございます。ただ、ことしの予算におきましては、やはりその部分につきましては、現在の人口をベースにしまして、交付税の推計をしていっているという部分の中では、人口に対する部分の中では落ちていくということになっております。

現状でやはり交付税の中で人口でやりますと、一人当たり約20万円から25万円程度の部分の中で、人口部分だけを見ると、そういう形の中で交付税では算定されていっているような状況でございますので、やはり1,000人減れば2億円とか2億5,000万円とかという数字にはなってくると思いますけれども、やはりそういう部分を注視しながら、交付税の積算に当たっては行っている状況でございます。

議長（千葉 薫君） 松井議員。

3番（松井保明君） そういう人口が中心の、中心というよりも人口などが中心に交付税というのは積算されているのは、大きなウエートを占めていると思うのです。その他交付税については、土地の面積、河川、建物いろいろあるでしょうけれども、何といたっても人口だと思ふのです。そういう今言った数字が出ているように、最後になりますけれども、ここについては、我が町の持っている財政計画の見直しというものについての町の考え、見直しする考えがあるのかどうか。全く今の現状でいいのかどうか、この辺の答弁をお願いします。

議長（千葉 薫君） 伊藤税務財政課長。

税務財政課長（伊藤里志君） 財政中期計画でございます。これにつきましては、もともと財政の健全化の計画をつくるときに、財政の収支状況、計画をつくってきたところでございますが、24年3月に財政の健全化計画を基本として作成したところでございます。基本的な

考え方としましては、やはりこの期間をまちづくり総合計画の期間と整合性を合わせまして、まちづくり総合計画の財政的な裏づけとして、この計画をつくったところでございます。そういうことから、この計画につきましては、歳入歳出で大きな乖離がない場合につきましては、まちづくり総合計画の実施計画の見直しがなければ、この計画を見直すというふうには考えておりません。

また、平成29年度からのまちづくり総合計画が、ことしから着手します。それに合わせまして、中期財政計画も着手するというふうには考えております。

議長（千葉 薫君） 松井議員。

3番（松井保明君） わかりました。いずれにしても今後、29年度以降が一つの山というのですか、ですから今27年度、入りましたけれども、ここの二年で新たな時代を迎えると、新たな状況を迎えるということになると思いますけれども、そういう国の動向含めて、ひとつ健全財政を維持しながら取り組んでほしいと思います。

それで4番目は、合併特例債の期間延長により、うちの町に新町建設計画というのがあるのですね、特例債が延期になったという点からいって、我が町の新町建設計画というものについて、手直ししたりまた加えるもの、見直しなど考えているのかどうか。これは企画でもどこかあるね、答弁はいいですね、お願いします。

議長（千葉 薫君） 鈴木企画防災課長。

企画防災課長（鈴木清隆君） 合併特例債延長法が平成24年6月に成立いたしまして、発行期限を5年延長するということになっております。今回の合併特例債の借入可能期限が5年延長されたことによって、新町建設計画の見直しの中では、計画期間を平成18年度から27年度までの10年間を、平成18年度から32年度までの15年間と期間延長することとして変更していくこととしております。文言等の変更は考えておりません。ただ、この変更につきましては、27年度中に行うこととしており、議会の議決をいただくこととなっておりますので、よろしく願いいたします。

議長（千葉 薫君） 松井議員。

3番（松井保明君） これは財源に関する直接ではありませんけれども、せんだって共同通信が全国の首長、町長含め市長これらに対するアンケートをとったのですね、人口減対策への。その中で最も一番要望事項として、うちの町もきっと回答しているのでしょうけれども、全国で首長さんたちが二つ挙げなさいといった中で、一番課題として挙げているのが財源なのですね、やっぱり。財政がもう少ししっかりしてほしいと、財政、裏財政が欲しいとか、財源についてももう少し国が見てほしいというのですかね、地方財政をしっかり充実してほしいというのが国への要望で1番だった。2番目には、新型交付金というようになっていますけれども、こうやって考えますと、どこの町も財政は厳しいということですね。余談に少々ありますけれども、観光地を持っている、だから裕福だという保障はなくて、むしろ観光地を持っている市町村ほど、厳しいというのが至るところであります。

典型的なのは熱海がいわゆる厳しくとらえて、いつときは再建団体に落ちるのではないか

というぐらい新聞紙上出ていましたけれども、観光地、よその町の議員から見ると、よく言うのですね。洞爺湖町はいいと、洞爺湖温泉の観光地を迎えているから、お金がどんどん入るだろうという、よその議員がうらやましがって私ども聞きますけれども、そんな甘いものではない。温泉だけにお金を集めるというわけにいかないのですからね、といって温泉の観光地に多大な課税を掛けるというわけにもいきません。

いずれにしてもこうやって全国の自治体の首長さんたちが、財源というものについて悩んでいるなど、厳しいということがこのアンケートの中に数字で出ているわけです。そこで今回の執行方針の中にも財源の問題で、普通は初っぱなから基金を取り崩してというのは余り見受けられなかったのですけれども、ことしは当初予算から財源が不足しているということをしかり住民に、これは議会にもその状況を伝えながら、基金を取り崩してということになったのだと思うのです。そういう点で、やっぱり私は何といてもこの執行方針を読んだときに、ちょっと脆弱というのですか、物足りなかったのが一つあったのは、これだけ厳しい環境の中で自主財源をどうやって確保するかというところが、執行方針の中で具体的にうたわれていないところがちょっと何といるのですか、気になったわけです。

せいぜい出ているのは3ページ、上のほうに自主財源の根幹をなす町税ということから始まって、下のほうへ行っているいろいろ言っていますけれども、「歳入不足については、基金の取り崩しによって」ということで、ここで財政の内訳を言っているわけですね。そして経常経費の削減ということを図っているけれども、では自主財源はどういうものに一つ具体的に自主財源で取り組むのかというのがありませんので、こちらのほうから質問として自主財源の取り組みについて上げたわけでございます。もし答弁が、1、2、3となっていますけれども、5番目の頭のほうで自主財源の確保の面からの取り組みということで、何か考えているものありますか、財政当局は。

議長（千葉 薫君） 伊藤税務財政課長。

税務財政課長（伊藤里志君） 自主財源のやはり確保という部分の中でございますが、これにつきましては基本的には町税の収納率でございますが、前年度を下回らない形の中で確保するという部分の中で、現状は考えております。

議長（千葉 薫君） 松井議員。

3番（松井保明君） それでは、1番目のふるさと納税についてお聞きしたいと思うのです。

ふるさと納税というのは、寄附を出す人、受けると人とありまして、寄附は相手の善意でもって入ってくる。ですから請求したり、起こしたり、要求するということは、そうできるものではないのですね。ところが、今、寄附を求める町村というのが結構多くなっているわけですね、積極的に。お寺、神社、そういうところでよく勧進元、また勧進帳という言葉があるのですけれども、勧進帳なんていうのが配られると、お寺の主が住職なりが勧進帳つくって、皆さんのほうに回して寄附をあおる、そしてお寺を直したり、つくるといふこともあります。こういういわゆる何といるのか、受動的、能動的というのですね、そういう。今、うちの町の寄附を受けているのは能動的、受け身になっているわけですが、でも全国

の町村ではむしろ積極的に、能動的な寄附の集め方をしているわけですね。ですから、この寄附の問題について、町として自主財源の確保の面から、積極的にそういうものを確保するという考え方あるのかないのか。

この質問につきましては、この後、下道議員からも出ていますから、これについてはそう長くしません。一、二点だけ聞いて終わりますけれども、とりあえず我が町として、ふるさと納税の取り組みというものについてどう今後考えているのか、自主財源の重要な位置として位置づけして、これから積極的に確保に努力していくという考えなのかどうか。どうでしょうか、それ答弁。

議長（千葉 薫君） 毛利総務課長。

総務課長（毛利敏夫君） ふるさと納税制度につきましては、生まれ育ったふるさとを応援したい方やふるさとへの貢献したい方が、地方公共団体に寄附をすることにより、ふるさとに貢献できる制度でございます。当町におきましては、昨年6月からでございますけれども、1万円以上の寄附をされた方に対しまして、お礼やPRを兼ねまして特産品を送付しております。本年2月末現在で、約5,577万円の寄附がございました。いただきました寄附につきましては、本当にありがたく感じておりまして、有効に活用させていただきたいと考えているところでございます。今後のふるさと納税の関係でございますけれども、洞爺湖町のPRを含めまして、継続して行っていきたいというふうに考えております。

また、特産品などにつきましても、特産品協議会などにご協力をいただきながら、さらに充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

議長（千葉 薫君） 松井議員。

3番（松井保明君） 積極的にいろいろなお返しというものについて、知恵を絞ってもらいたいと思うのです。少々余計なことですがけれども、長野県の飯山市というところでは、人口2万人足らずですがけれども、ふるさと納税で、これは金額が10万円ぐらいだったと思うのですが、そのお礼に何をしているかということ、体験型といって森林浴といったことをして、健康増進で10万円を寄附された方に森林浴をしてもらって、その後、地元で病院があって、その病院でもっている検査をしてもらって、そして自分の体を診てもらって帰るといふそういうプレゼントもあるのですね。

また、北海道で一番ふるさと納税で金額の高額というのですか、集めた、集まったというのですか、土幌町あたりでは、これは場所柄でしょうけれども、気球儀というか、そういったものに乗ってもらって体験型というのもあります。ひとつ全国でいろいろなことをやっていますけれども、聞くところによると、何か国のほうからもいろいろ、クレームと言いませんけれども、何かあるようだと言っていますけれども、どうなのでしょう、そういうことについて町は認識しているのかどうか。それをあるからやるかやらないかの問題ですがけれども、国は何と言っているのかどうか知りませんが、その情報ありましたら、ひとつ答弁、結構でございますけれども、あります。

議長（千葉 薫君） 毛利総務課長。

総務課長（毛利敏夫君） 平成27年度の税制改革によりまして、税控除の上限額を個人住民税の1割から2割への拡充や、ふるさと納税ワンストップ特例制度などの創設によりまして、ふるさと納税制度の拡充が図られることとなっております。それに伴いまして、今以上にふるさと納税に対する意識も高まり、新たに寄附をされる方や、今まで以上に金額をふやされる方も出てくるものと予想されます。

国のほうから、地方公共団体に対しまして、返礼品等につきましては、寄附金が経済的利益の無償の提供であること、この寄附金が通常の寄附金控除に加えまして、特例控除が適用される制度であることを踏まえまして、募集に際しまして返礼品の価格や割合などの表示や高額な返礼品など、良識のある対応を求められているところでございます。

議長（千葉 薫君） 松井議員。

3番（松井保明君） 結局、余り過剰にというのですか、寄附した金額に見合わないような返礼というものについて、国は注意を促していると思うのですね。しかし、今回の地方創生の中に、閣議決定したこういう書類あるのですけれども、この中に財源の一つとして、ふるさと納税を積極的に取り組めると言っているのですよね。これはまたまた矛盾している話だなと思うのですね。地方創生で財源にふるさと納税を使いなさいと、これを充実すれという内容なのですね。

ですから、そういうような形式的なものだと思いますから、過剰と言っても常識ですから、ひとつうちの町はたくさんの謝礼というもの持っています。海の物もあれば山の物、そして今言った体験にしたって、さっき言った洞爺地区の富丘あたり牧場もありますから、裸馬に乗って走ってもらうとか、いろいろな結構ないわけでないと思うのですね。もし場合によったら、中島に潜ってもらうのも体験だと思いますけれども、それはちょっと無理だと思いますけれども、いずれにしてもこれだけ自然に恵まれていますから、ひとつ我が町の特産品を含め積極的に取り組み、また寄附する人の立場になって、利便性ですね、いろいろな振り込みの方法なんかも工夫してやると、大都会の人たちはコンビニに行き振り込みもできるという、そういう利便性を高めるための方法も考えてもいいのではないかと思いますので、これは今後のふるさと納税に取り組む担当としては、ひとつ考えながらやってほしいなと思います。

それで、続いて5番目は、国際ホテル登録業者に対しての固定資産税の軽減措置の見直しということでございます。

結局は条例改正になるのですけれども、本当にこの質問をするのはちょっと私も余りうれしくないのです。我が議会の中にも、国際ホテルを持っている議員がいますから、相当恨みも受けますけれども、これは一ホテル業者のことで言うのではないのです。今回の予算を見ましても、歳入として固定資産税が落ちました。これは何というか、その見直しというのですか、評価の見直しによって落ちたのだと思うのですね、この予算書見て。ただ、入湯税なんかはふえています。そして温泉の状況をいろいろ聞いている限りにおきますと、外国人含めてどのホテルも満館ということで、相当よくなっているのではないかと。

こういったことを含めまして、もうそろそろ固定資産税のこの問題というのは、一つの軽減措置を解くというのですか、この時期に来ているのではないかと思います。そこで最初に、国際ホテルの軽減措置というのは、法的には何を根拠にして始まったのか、その辺最初に答弁をお願いします。

議長（千葉 薫君） 伊藤税務財政課長。

税務財政課長（伊藤里志君） 根拠法令でございますが、これにつきましては、国際観光ホテル整備法がございます。昭和24年12月24日に法律第297号で設置しております。この中の32条で、地方税の不均一課税という項目がございます。登録ホテル業又は登録旅館業の用に供する建物について、地方税法第6条第2項の規定の適用があるものとするということで、地方税法の第6条第2項でございますが、地方公共団体は公益上その他の事由により必要がある場合においては、不均一の課税をすることができるというふうになっております。

それを受けまして、これは旧虻田町の時代からなのですけれども、旧虻田町におきまして昭和40年に条例を制定して、これが合併の洞爺湖町には引き継がれているのですけれども、その中で洞爺湖町の税条例の第62条第2項の中で、国際観光ホテル整備法による登録ホテル業の用に供する建物に対して課税する固定資産税の税額を前項の規定により算定した額の100分の80とするというふうになっております。

議長（千葉 薫君） 松井議員。

3番（松井保明君） それで24年ですから、相当古い時代につくられたわけですね、これが延々と載っております。そしていつときは健全化団体になって、その段階で条例を見直し、そして既にこの27年度にはこれに着手するという方向性が、この書類にあるのですけれども、しかし、健全化が解除されたというのですか、戻ったということから変更があって、その変更の段階で課題の一つとして残ってしまっている。

いつときは我が町は、財政が厳しい健全化になって、いわゆる歳入の見直しをしたわけですね。そのときにはこの中に、計画の見直しの中には国際ホテルの減免措置というものについては、条例改正するということがうたわれていながら、変更になった段階で消えたというのではないのですけれども、一つは先延ばしになってしまったという経緯があるわけです。

そこで、これは過去のことですから、今後のことで議論しなければならないのですけれども、どうなのでしょう。北海道で軽減措置をしている団体、地方団体というのは何団体、町村でいいのですけれども、温泉の、温泉ばかりではないですね、国際ホテルというのは、都市部でも国際ホテルと登録されれば、みんな減免を受けるわけですから、その辺どうでしょう。つかんでいますか。

議長（千葉 薫君） 伊藤税務財政課長。

税務財政課長（伊藤里志君） 北海道内における不均一課税を実施している町村でございますが、現在、15市町村でございます。その中で時限措置をとっている市町村が5市町村でございます。それと、当町のように時限措置をとっていない市町村が10市町村でございます。

議長（千葉 薫君） 松井議員。

3番（松井保明君） 結局とっていない、時限というのは期限を設けていないということだね、これからまた延々に、このまま続くという町村が多いということもわかります。そこで、この軽減措置というものを政策的に考えなければならなくなってくると思うのですね。これだけ財政が厳しいという中で、これは全部が全部言っているのではないのですけれども、ある温泉の飲食店の人が、国際ホテルに登録されていて減免を受けると、20%ですね。それを国際というのは、当時は確かにグローバル化に入ってくる時代でしょうけれども、今、もう外国人がホテル・旅館だけではなくて、喫茶店から飲食店にまで入ってくるわけですね、夜なら夜の飲食店にも入ります。そうすると、国際という言葉がホテルだけの問題ではなくて、温泉にあるそういう飲食店含めて全部該当するのではないかという声なのですよ、簡単に言うと。不公平でないかという声なのです、簡単に言うと。そして、もう国際化になって、そして数年にわたって旅館含めホテルも、それなりの設備は全部終わったのではないかということから、ひとつ見直しすべきでないかと、私はそう思ってこの質問しているのです。

もう一つ、それでは我が町が、今、減免していますけれども、その減免を解除して正常に徴収するとしたら、幾らぐらいの税収入ののですか。

議長（千葉 薫君） 伊藤税務財政課長。

税務財政課長（伊藤里志君） これは健全化計画のときにも示しているとおり、約3,000万円の減免を行っているところでございます。

議長（千葉 薫君） 松井議員。

3番（松井保明君） そうですね、健全化のときに数字として3,000万円になっています。大変大きな金額でないかなと思うのです。町長、思い切りこれ取って、私のたわ言だと思って聞いてしまえばそれまでですけども、仮に3,000万円取って、1,000万円、観光協会にお返ししてもいいと思うのです。そして観光協会に職員など派遣しないで、観光協会独自の職員を1,000万円なら1,000万円で確保して本当の専門的な、町職を当てにして毎年毎年というよりも、町職が足りない足りないという中で町職を派遣する、そして本来町職がきつい思いしている、そして決して喜んで行ってはいないと思うのですよ、町職も。

そういうことを考えたら、3,000万円徴収して、1,000万円を観光協会にやって、観光協会が1,000万円でプロの企画・立案して、本当に観光協会のために仕事をしてもらえる人を確保して、そして自立すると。へますると固定資産税も既得権になるかもしれませんし、ややもすれば職員の派遣も協会から見ると、既得権になってきていると思うのです。

町長も1期終わって2期目ですから、余りそういうこと表に出してごたごたしたくないという気持ちはよくわかりますけれども、やっぱりずんずんずんずん財政がさっき言った厳しさから増してくると、いつかはこれに着手しなければならない。今の温泉のホテル含めて、大変いい状況に私は外から見ていて感じていますから、ひとつこれは積極的に政策として、町長、政策として腹を決めて考えていかなければならないと思うのですけれども、どうですか、それについて。

議長（千葉 薫君） 真屋町長。

町長（真屋敏春君） 今現在、洞爺湖温泉の観光でございますが、円安の影響もあって、インバンドのお客様、特に外国のお客様が非常に来ていただいているかなという状況でございます。

先ほど、行政報告のほうでも答弁させていただきましたが、去年は12万3,000人でしたが、それが今15万人ということで、1月末で報告させていただきましたけれども、恐らく今年度末には18万人くらいの方に来ていただける状況があるのかなと。しかし、その分と言ってもは何なのですが、やはり道内のお客様、道外のお客様、こういう方々にもやっぱりたくさん来ていただけるような観光地にしていかなければならないのかなというふうにも思っております。

また、私どもの地域は、たび重なる噴火災害があります。噴火のたびに借入金を起こして、その整理をしていかなければならない。また、さらには今、国のほうでできた法律で耐震改修という問題もございます。5,000平米以上のところについては耐震調査をして、さらには改修を進めなければならない、事業者側の負担が相当多額になるという懸念もございます。そんな中、今、この国際観光ホテルの固定資産減免につきまして、またもう一つの問題として、私どもの町にまた新しく起業を起こそうとしてくれる方々が来るときの優遇措置も考えていかなければならないだろう。

そういうことを考えますと、今、ご提案のあったとおり、すぐにとというのはなかなか、やはり今の現状を考えると、難しい状況があるのかなというふうに私は理解しておりますけれども、今後、できるであろう洞爺湖町中期財政計画の中におきまして、地域の方々のご意見、そして観光業者の方々のご意見等も拝聴しながら、今後の方向性について検討をしてみたいというふうに考えております。

議長（千葉 薫君） 松井議員。

3番（松井保明君） 今、町長が言ったいわゆる企業誘致に関係してくるように、新しいホテルという問題があります。これは町村によっては、新しいホテルができた場合には、それなりの3年なり5年なり限度を設けておりますから、それはそれでできると思うし、そこでもう一つお聞きしたいのは、過疎自立支援法、促進法というのがあります。過疎自立促進法というのですか、この促進法の中に旅館を含めそういったものに対しての税優遇措置があるわけですね。これをちょっとひとつ解説してくれませんか、我が町と連動しているのかどうか。

議長（千葉 薫君） 伊藤税務財政課長。

税務財政課長（伊藤里志君） 過疎自立促進法の中で、うちの場合につきましては、先ほどの町条例の固定資産の税額の中にも、これにつきましては一応3年間の中で税を減免するというふうになっております。これは北海道におきましては、固定資産の免除という部分も含めまして、道のほうと調整しながら、それについては新たに進出してきた企業について、そういう税の優遇措置を条例の中で設けております。

議長（千葉 薫君） 松井議員。

3番（松井保明君） そうすると、過疎自立のほうでうたわれているのは、新規のホテルを指しているのですか、それとも現在経営している、建っているというか、その旅館・ホテルを指すのですか。

議長（千葉 薫君） 伊藤税務財政課長。

税務財政課長（伊藤里志君） 新規に企業として進出してきたところについて、取得したところについての固定資産、不動産取得税という部分の中での税の優遇措置でございます。

議長（千葉 薫君） 松井議員。

3番（松井保明君） 今、町長の先に答弁もらいました。大変厳しいということでございますけれども、ひとつそういうことで、武士は食わねど高楊枝では済まないわけでございますから、やっぱり3,000万円近い、これで課税すると3,000万円になるかどうか、私、わかりませんが、健全化のときの数字では、この27年度では3,000万円になっているわけです。そういうことを考えて、別に私が根拠なしで無理やり質問しているわけでもございません。やっぱり議会の議決を得たのです。健全化というような。もしあの日、どうしても条例出されたら、やはりこの問題というのは議会もみんな賛成したろうし、当然、そういうものもやっていかなければ乗り越えられないと、乗り越えることができないという状況の中で取り組んだことですから、これから厳しい環境回ってきたときには、旅館経営の皆さんには大変厳しくなるでしょうけれども、ひとつそういう点で取り組んでほしいなと思います。。

それでは、続いて で町有地で、特に河川敷地という問題でもって出しております。

この河川敷地について、ちょっと先に事務的でしょうけれども、我が町の河川敷地というのは、事務報告には一応出ています。そこでまず事務報告を見ながらお尋ねしたいのは、我が町には河川敷地、河川と言ったほうがいいです、先に。合併前と合併後とでは、当然、洞爺地区も入りますから、事務報告では洞爺地区が結構多いわけですが、この面積が延長線は載っています。面積も、ちょっと最初にお尋ねしたいと思います。

議長（千葉 薫君） 森経済部長。

経済部長（森 寿浩君） 河川敷全体の面積というのは、ちょっと今、数字持っておりませんが、河川の本数については旧虻田のほうが15本、それから旧洞爺のほう46本、そういった数字で、合計で61本ということでございます。全体的な数字は、後でよければお知らせしたいと思います。

議長（千葉 薫君） 松井議員。

3番（松井保明君） 全体を知って、その中でこの事務報告にある計数と量を差し引けば、残りが敷地になるのですけれども。それともう一つは、当町においては普通河川と準河川という取り扱いをしています。普通と準との違いはという点を指しているのですかね。

議長（千葉 薫君） 森経済部長。

経済部長（森 寿浩君） 準用河川というのと、普通河川というのがございます。準用河川というのは、河川法の適用になるいわゆる北海道とかの2級河川とか、国の1級河川と同様な扱いを受けるその仕分けというのは、恐らく水流であるとか流域面積、そういったことの

中で重要な河川というような位置づけになるかと思いますが、ですから準用河川というのと普通河川というのがあって、うちの町でいきますと、準用河川というのはトコタン川、これが準用河川という扱いで、それが1本でございます。ですから、残る60本、これは普通河川という扱いでございます。

議長（千葉 薫君） 松井議員。

3番（松井保明君） きょう実は質問をしたというのは、何本であるか数字的な問題ではなくて、町民の声からこういうことなのです。具体的に言うと、名前上げませんよ。河川敷地を使って、私どもはそこにお花畑含め何かつくっていると、そのために町にもちゃんと許可をもらってお金を払っている。これ当然なのですね、条例にもある。ところが、隣の人は何かそういうようなことでないという。簡単に言えば、ただで使っているというのですか、こういう公平感の感じ、これが1点。

それからもう一つは、河川敷地に物が建っていると、これは条例でも工作物許されているのですけれども、ところがいなくなってしまうたら、かわりに入ってきて人がそのまま引き継いで使っていると。すると何というのですか、引き継がれたのか、その辺わかりませんよ。そういうように住民から見ると、どうも納得いかないというのがあるのです。

そういうことで、これも事務的な話ですけれども、一つ聞きたいのは、河川敷地なり、これ町有地も皆同じですけれども、そこに工作物なり許可もらって建ててもいいのしょうけれども、工作物、いわゆる何でも許可をなしに建ててしまつて、10年なり15年ずっと続いていったらどういうことになるのかなと思って。これ民法上どういうことになるのですか、これ、誰か答弁できますか。

議長（千葉 薫君） 毛利総務課長。

総務課長（毛利敏夫君） 取得時効という民法上の規定がございまして、例えば、他人のもの又は財産権を一定期間継続して占有又は準占有するものに、その権利を与える制度ということでございます。例えば、AというものがBの土地に勝手に家を建てまして、20年間住み続けた場合につきましては、AはBに時効が成立したことを主張いたしまして、本来はBの土地でございますけれども、それが土地の所有権を取得するということができるということの制度でございます。ただ、20年が長期取得時効で、そのほかに10年の短期取得時効という制度もございます。

以上でございます。

議長（千葉 薫君） 松井議員。

3番（松井保明君） 結局、これは民法上ですけれども、町との関係も成立するわけですね。ということは、河川敷地について、町有地の場合にはいろいろな規制があつて、没収とかいろいろな罰則まであるのですけれども、河川敷地については何も無いのですね、うちの町。私、見た限りではですよ、見た限りで、あるなら答えてほしいのですけれども。結局、何かしても撤去しなさいという何も勧告もない、無断で使っていてもいい。

そして今言ったように、時効が来れば、ややもすればその人のものになってしまうとなつ

たら、大変なことになるわけですね。だけれども、そういう点で私はこの辺の条例の見直しも必要でないかなと思うし、町民の言う不安をというのですか、気持ちもわかるのですね。そして今言ったように、その人が移って行って、工作物でも畑でもいいです、そのまま置いていったら、ややもすれば出て行った人がそれを引き継いで使う。すると、そこには何か一つの権利が生まれてしまっているのです。そういう危険性を持っているという中身でいけば、これはもうちょっと見直しなり、考える必要があるのではないかと思って、今、これひとつご提案しているのです。

2番目は、この台帳があるのだらうと思うのですけれども、台帳あるのですか、どっちも、準河川も普通河川にも台帳というものはあるのですか。

議長（千葉 薫君） 森経済部長。

経済部長（森 寿浩君） 台帳が整理をしております。

議長（千葉 薫君） 松井議員。

3番（松井保明君） 台帳は、どっちもあるのですか。準河川のほうには台帳は誰々が担当するとか、そこまで詳しく載っていますけれども、普通河川については何も載っていないのですよね。誰が台帳を管理するのか、ちょっとそれ、あったらあったで。

議長（千葉 薫君） 森経済部長。

経済部長（森 寿浩君） 準用河川であれ普通河川であれ、一括して台帳をつくって管理をしているということでございます。

議長（千葉 薫君） 松井議員。

3番（松井保明君） 要するに条例がなくても、一括しているということであればいいのですけれども、条例の中には準河川については、それぞれの担当の誰と、名前言いませんけれども、誰と。普通河川には、台帳については一言も触れてないわけですから、ややもすれば台帳ないのかなと思うのですけれども、きっとあると思うのです。

そこでもう一つ、この料金の関係でいきますと、普通河川であろうと準河川であろうと河川の敷地の使い方によっては、場所によってはやっぱり料金が違っていいのではないかなという感じがあるのですよね。その辺どうも料金が一定の段階になって、ややもすれば河川が使い道があって、相当いい効果が上がっているのに、河川敷というのは家も建てることができますから、これは町内の中で河川敷地の上にちゃんと町の許可をもらって、恐らく貸付料払って、使用料払って、立派に家建てている方何軒もいますから、私、それは絶対否定しませんけれども、ですからそれだけ土地の利用価値が高いわけですから、ややもすれば使用料が高くなってもいいのかなと思うのですけれども、そういう点でこれどうでしょう。1回大変な仕事でしようけれども、見直ししたり、現地を見たりして、河川敷地の使い方というものについて1回整理するというか、見てみるという考えありませんか。ただ、投げっぱなしの状態、このままでいいのかどうか、私はちょっとその辺疑問ですから、その辺どうでしょう。考え方として。

議長（千葉 薫君） 森経済部長。

経済部長（森 寿浩君） 現在、台帳で管理している件数というのは、これは申請に基づく申請主義でございますので、92件ほどございます。私も条例の関係は確認したのですけれども、罰則規定は載っておりますので、特に見直すということは考えておりませんが、ただ、やはりその制度、申請手続を知らなくて使っている方、そういう方もいらっしゃるかもしれません。長期にわたる方もいらっしゃるかもしれませんが、私ども取得時効を想定して仕事しているわけではないので、現地を調査して台帳とつけ合わせた中で、そういう現状があるのであればお話をさせていただいて、対応したいというふうに考えております。

議長（千葉 薫君） 松井議員。

3番（松井保明君） 今、前向きの答弁もいただきましたので、私の質問の要旨である見直し含めて、やっぱり現地を1回洗ってみるということで、そしてやっぱり取るものは取ると、賦課するものは賦課するというのでやって、町民のささやかな、ささやかというよりも、行政に対する不信や不満を払拭してほしいなと思います。

続いて、歳出の面に入ります。時間がありませんから大ざっぱにお聞きしますけれども、ここでは歳出を抑制していくということで、何といたっても我が町では一番経常経費といって義務的経費というのでしょうかけれども、公債費が一番比率高いと思うのです。これからもきっと、何ぼ交付税が来ても結構な公債比率は高まるのではないかと思いますけれども、いずれにしてもこの中で今後積極的に取り組むという考え方あるのですかね、何かこの内容の中で。

議長（千葉 薫君） 伊藤税務財政課長。

税務財政課長（伊藤里志君） 経常経費の部分でございますが、平成25年度は89.8と90%を切ったところでございます。ただ、平成26年度におきましては、町税については若干伸びておりますが、普通交付税が約2億円減収という部分の中では、90%台になるのかなという今推計をしております。その中で、財政の健全性を保つ施策なのでございますが、人件費におきましては定員適正化管理の目標の確保、また物件費でございますが、これにつきましては今も一生懸命節減には取り組んでいるところなのでございますが、消費税の税率アップ、または電気代の電気料金のアップということで、それで物件費だけで3,000万円、4,000万円という形の中で、年間増になっております。ただ、今、LED化も図る中で、そういう対応の中で節減を図っていききたいというふうに考えております。

補助金につきましては、やはり整理統合を図って削減を図っていききたいと、それと公債費でございます。これにつきましては、平成27年度予算につきましては、町長、先ほど述べたとおり、そういう緊急減災防災または少子化対策という部分の中で、例年にはなく大幅な増額になっておりますが、これにおきましてもやはり償還元金の7割8割程度の部分の中での上限を設けた中で、残債、または発行額の削減を図っていききたいというふうに考えております。

議長（千葉 薫君） 松井議員。

3番（松井保明君） なかなか財源確保というのは、歳入が少なければ、結局歳出を抑制す

るしかない、歳出を抑制するという事は、町民の皆さんや場合によつたら人件費であれば、職員初め議会のほうにも定数減含めて、いろいろなものが町民から振り返ってくる。そういうように、結局、竹馬の理論というのですか、いわゆる左の竹馬の足が短ければ右のほうを切る、左の竹馬の足に合わせて右も切るという理論が成り立つわけです。

しかし、今、この財政状況というのは国もそうですけれども、町村も決して左の入っていく足が長くなっていく町村というのは、伸びていく町村というのはそうないと思うのです。みんなややもすれば、右足のほうの歳出のほうが多くなってきているわけですから、そして左足のほうの歳入の足がなかなか伸びてこない。そうすると倒れますから、結局は、右足のほうの竹馬の足を切らざるを得ない、これが歳出抑制だと思ふのです。

そういうことを考えると、結局は、団体であろうと何であろうと皆さんに、住民に相当そういうものを切っていく段階では、この財政状況というものを優しく町民に理解をしてもらって取り組んでいかなければならないと思ふのです。そういうことを考えて、これは私の希望として述べますけれども、ひとつ歳出抑制にはいま一層努力をしてほしいなと思ひまして、最後になりますけれども、次の質問に入りたいと思ひます。

次が、商工会の地域活性化委員会がここにありますけれども、取り上げたテーマはいっぱいあります。これらについて、今後、地方創生の中で使われるというか、活用するというか、応用するというものがあるのかなのか、今あれば、今こういうものを考えているで結構ですし、また時間がありますから、この問題については、その辺についての考えはどうでしょう。

議長（千葉 薫君） 佐藤産業振興課長。

産業振興課長（佐藤孝之君） 商工会の地域活性化特別委員会からの提言は、昨年12月に町に提出されたところでございまして、提言書については、テーマを定住対策に絞って、重点的に商工会のほうで協議を重ねて、有効と思われる内容についてご提案がされたところでございます。それで町といたしましては、提出後すぐに経済部長を委員長とする特別委員会を設置しまして、検討をしてきたところでございます。それで検討内容につきましては、提言内容を四つに区分をし、対応するというところでございます。

それでは、一つ目として平成27年度において取り組めるもの。それから、二つ目として地方創生の総合戦略5カ年計画に計上して取り組めるもの。それから、三つ目として平成29年度からのまちづくり総合計画に計上すべき長期に検討するもの。それから、四つ目として実施が困難なもの、または見送りするものというようなことで区分をしたところでございます。

それで、提言書の中でまず27年度に取り組むものということでございますが、26年度の補正の地域創生の先行型について、今回、出産祝い金の支給事業、それからチャレンジショップの支援事業について取り組むことということでございます。それから、また27年度の予算については、乳幼児医療費の助成拡大事業ということに取り組むということでございます。それから、28年度からの一応、総合戦略5カ年計画での取り組みということに関しましては、平成27年度に、まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る有識者会議において、戦略をつくる

ことになると思いますけれども、この提言の内容については、いろいろ子育てや教育環境、それから住環境や雇用など多岐にわたっておりますので、商工会のみならず各産業団体や学校関係者などからも意見を伺いながら、商工会から提出されている内容について、今後、検討していきたいと。

今、具体的に一つ一つということにはなりませんけれども、いろいろな面から出ていますので、それについていろいろな団体とも協議をしていきたいというふうに考えてございます。議長（千葉 薫君） 松井議員。

3番（松井保明君） それでは最後になりますけれども、（2）の外国人観光客の集客対策として、これも今回の執行方針には全くそれら具体的には載っていませんし、いわゆる外国人の観光客をどう集客するという点については、執行方針に載っていませんから、この際、提言と申しますか、申し上げたいのは、これも商工会から出ました提言の中にもシャトルバスという問題があります。

そこでシャトルバスそのものはそれとして、どうでしょう。今、外国人が洞爺湖温泉なり北海道、来ていますけれども、まず一つは、どのぐらい来ているのかどうかという人数ですね。それから、シャトルバスについて町として、観光施設課の立場でシャトルバスもいろいろ意味がありますから、どういう路線で、どうだということはちょっと私個人が言うのはちょっと難しいのです。ということは、業者が考えなければならぬ面もありますから、勝手なことを私が言えませんから、どんなシャトルバスが一番有効なのか、その辺は観光施設課の中で考えていれば、その答弁。3点目は、これからこういう外国人を迎えるに当たって、シャトルバスに限らずどんなことが課題なのかどうか、これら三つを一緒に答弁してください。

議長（千葉 薫君） 澤登観光振興課長。

観光振興課長（澤登勝義君） それでは洞爺湖温泉に来られる外国人のお客様の集計でございますけれども、まず25年度の年間でございます。12万3,391名です。次に、26年度の数字でございますけれども、うちの場合4月から3月という集計でございますして、まだ2月、3月分が入っておりませんけれども、1月末の集計で、先ほど町長がおっしゃっていましたように、1月現在で15万2,747名と。この1月の時点で、昨年度を上回って見込みとして26年度中には、18万人というような数字に近づくのではないだろうかという予想をしているというところでございます。

それから、シャトルバスについて、どういうところが一番有効なのかというご質問でございますけれども、これは観光協会のほうで、最近、協会負担で実施したところがございます。これは2月の札幌の雪まつりのシーズン、それからアジア圏で旧正月という春節という時期がございますして、ちょうど2月の重ならない形で長期的になっているという環境がございますして、多くの方々が北海道の冬という部分を楽しみに来られているという場面が、テレビ報道でも数多く出されているというところで、洞爺湖温泉ターミナルから昭和金山までの部分を10日間、シャトルバスを走らせたという実証の部分がございます。これにはバス会社のほ

うの実績を聞きますと、大体30名超えぐらいの利用者がおられたということでございます。

また、当然、冬期間の一時的にふえるそういったところに区間的な部分、そういうところに走らせるというようなすごく有効なことでありまして、これまでいろいろな調査的な資源的なシャトルバスの運行というものを検証してきておりますので、一応のデータ取りはされておりますけれども、当然、先ほど議員申されたとおり、これは採算性の問題もございまして、維持経費的な部分でのそういうものが成り立って、初めて実現可能なのかなと。先行的投資という側面もございまして、基本的な考え方は、そういう部分に至るのかなということでございます。

今後の課題の部分ということでございますけれども、シャトルバスの運行については、いろいろな先ほど申し上げた課題と申しますか、経済性の部分のほかにシャトルバスだけでは、交通ネットワークということが成り立たないということにもなりますので、シャトルバスの運行につきましては既存の交通ネットワークなど、フルに活用したアクセス環境の充実を図れるような、北海道全体的なそういう施策、取り組みというものが必要かというふうに考えておまして、北海道を初め関係機関と環境整備に取り組んでいかなければならないのかなというふうに考えているところでございます。

議長（千葉 薫君） 松井議員。

3番（松井保明君） それで今話を聞いていて、何か我々から見ると、シャトルバスなんて簡単に考えていますけれども、なかなか相手のあることですから、こっちだけが一方的にお客さん来てくれて、そして洞爺湖なり来てもらってでいいですよ。では、それでいいのかということにならないと思うので、これは相当やっぱり見返りというのですか、ニセコなり倶知安のほうに仮に向こうのシャトルバスを運行するようになったら、やはりこっちからもお客さんを回してやるというようなギブアンドテイクというか、五分と五分でない、一方的にはなかなか。うちの町にお金を落としてもらって、あとはこっちは誰も行かないようなシャトルバスでは、成り立たないのかなと考えます。

答弁は、これ以上難しい面もありますから、もし、こうやったらシャトルバスが上手にうまく行くという考えがあったら、最後に答弁をひとつお願いしますね、担当課長、どうですか。

議長（千葉 薫君） 澤登観光振興課長。

観光振興課長（澤登勝義君） ニセコ方面と洞爺湖を結ぶ観光客の流れというのが、一つに特徴的な部分がございます。どうしてもニセコ・ルスツ間のところについては、冬の観光客が集中するという傾向にございまして、洞爺湖町周辺においては、やはり春先・ゴールデンウィークから暖かい期間というのが多くの観光客が集中するといいますが、そういう傾向にあります。

近年、洞爺湖町内において、冬期も海外の方々相当多くなっておりますけれども、そういった季節間の交流のやり方というものをうまくかみ合わせて、やはりお互い商品化として広域的に取り組んでいけるものを模索しながら、検討していく必要があるのかなというふ

うに考えておりますし、それは一つには、現在、行われているアイアンマン大会という広域的なスポーツのものを一つの起爆的な核として、お互い検討し合える場というのが創造できるのかなというふうに考えております。

議長（千葉 薫君） 松井議員。

3番（松井保明君） 大変いい答弁をもらいました。私の時間、あと6分ありますので、ちょっと最後に質問からずれますけれども、私も議会に議席を持ちまして、今期でもって引退することを決意しました。長い間、議員の仲間からいろいろとご助言・ご指導を承り、また、いろいろと大先輩の職員の方々、今は亡き先輩たち、そういう方々からもいろいろと議員としての認識を深めるためにご指導を受けたそういうことを考えますと、本当に感謝でいっぱいでございます。私のような乱暴な発言と、むちゃくちゃなことを言う議員の質問に、丁寧な優しく理解できる答弁をいただしてくれた課長の皆さんに対しても、この場をかりて厚くお礼を申し上げたいと思います。本日までご指導、ご助言、ありがとうございました。

返す返すも本当に思うと、最初に一般質問にした議題は何だったのかと振り返りますと、実は我が町の火葬場でございます。議会で当選した年、当時、横山町長の時代でしたけれども、今より古い青葉にあった火葬場が実は余りにもひどかったことで、火葬場を清水のほうに建てることで一般質問しまして、火葬場を建てたきっかけ、私が建てたわけではないのですけれども、一般質問でやりました。そしてやっぱり議員というのは、時には思い切りどぶ板議員と言われてもいいですから、やっぱり地域の町民の声を聞いてあげるとか、時には次元の高い質問もいいでしょうけれども、そういう地域に密着したことが大事なのだと、つくづく感じました。

せんだって、私の親戚の者が葬式ありまして、葬祭場へ行ってあそこに座っていたら、今から約40年前ちょっとに建てた葬祭場を見ながら思いを起こし、そして脇に建てた増改築の時も一般質問させてもらい、その後の手洗い含めて玄関の修復にも一般質問させてもらい、そしてお手洗いに関しましては、三豊の墓地の無縁仏も質問した経緯がございます。今回もどなた様か無縁仏についてありますけれども、そういう質問こそ、まさに町民の声を聞いた生の質問だなと感心しております。

これで議会の質問は、町長の答弁をもらうこともありませんし、また質問する機会もなくなりましてけれども、真屋町政におかれては、これから厳しい時代を迎えます。楽な時代ではないと思います。どうかその点は腹をきっちり締めて、そしてしっかり議会含め町民とのコンセンサスを十分に生かしながら、そしてこの難関を乗り切ってもらいたいなと、そういうふうに切望してやみません。

そういうことから、一般質問の時間をおかりしながら、私の感謝の言葉とお礼の言葉を述べて、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。（拍手）

議長（千葉 薫君） ご苦労さまでした。

これで、3番、松井議員の質問を終わります。

ここで、休憩に入ります。

再開を3時とします。

(午後 2時52分)

議長(千葉 薫君) 再開をいたします。

(午後 3時00分)

議長(千葉 薫君) 一般質問を続けます。

次に、13番、七戸議員の質問を許します。

13番、七戸議員。

13番(七戸輝彦君) 今回の任期における私の一般質問も、これで最後になります。いつも以上に気を引き締めて質問をさせていただきますので、どうぞよろしく答弁のほうお願いいたします。

なお、質疑・答弁合わせて60分くらいと考えていますけれども、色よい答弁をいただきましたらもっと短く、そうでない場合は若干後ろにずれていくと、そのようなこともあると思いますので、あらかじめご了承お願いいたします。

私のほうからは、大きく分けて三つです。役場の休日の業務についてということと、2番目には高齢者に優しいまちづくり、3番目には姉妹都市箱根町と友好都市三豊市との間の特産品の交流についてという3点の質問であります。また、これらの質問というのは、町民の皆さんからいただいた中から、率直なご要望、疑問点の中から構成させていただいた質問内容となっています。よろしくをお願いいたします。

最初に、役場の休日業務ということでお伺いしたいと思いますが、その前に昼休みの業務が当町では行われております。そのことについてお伺いしておきたいなと思います。よろしく申し上げます。

議長(千葉 薫君) 遠藤総務部長。

総務部長(遠藤秀男君) 昼休みの日直の状況でございますが、現在、昼休みにつきましては一般職員が2名、それから管理職員が1名、それと戸籍の窓口担当職員が1名という形の4名体制で実施してございます。利用状況でございますが、実績等は記録したものはございません。ただ、具体的な業務としましては、電話の対応、それから窓口対応、それから公金の収納等というのが主な内容になります。電話につきましては、多いときには大体10件程度ありますが、大体平均すると数件、四、五件というような形になってございます。これらのほとんどにつきましては、昼休みの旨を告げますと、了承いただけるという部分がございます。

また、急を要する場合であったりとか、昼休みでも担当課に職員がいる場合については、そちらのほうに取り次いでいるという場合もございます。

それから、窓口につきましては、住民票、戸籍、課税証明等の交付、入浴券等の購入等が主な内容となっております。住民票等の交付につきましては、大体平均しますと、1日、

2件から3件というような状況になってございます。

それから、公金の収納につきましては、現金の引き継ぎがございましたので、収納状況を記録してございます。昨年4月からことしの2月までで見ますと、352件の公金を収納してございます。これも実際の平日の日数で割って平均を出しますと、1日当たり1.6件という状況になってございます。この中で最も多いのが、やはり入浴券の購入ということで、その次に税の納入となっているような状態でございます。

以上でございます。

議長（千葉 薫君） 七戸議員。

13番（七戸輝彦君） 実は思ったりあるなという気がしています。その点、どうか、どうでしょうか、感じとして結構なのですけれども、役所側から見た感想で結構です。これしばらく昼休みの民間だったら営業ですけれども、窓口業務やっているわけですけれども、この間の利用者の好不評というのは、余り私の耳のほうには聞こえてこないもので、行政側から見てつかんでいることがあればお伺いしたいと思います。

議長（千葉 薫君） 遠藤総務部長。

総務部長（遠藤秀男君） 私もこの窓口の住民課に来まして、まだそんなにたっておりませんので、その辺の状況というのは、私のイメージとしてもつかんでないような状況がございます。ただ、やはりこの制度自体、実施してからしばらくたちます。10年、20年近くたつのかなと思っておりますけれども、当然、当初はやはり好評だったような私もそんな記憶がございますが、やはりこういうような状況になってきてございますので、好評とか不評についても私自身は聞いているような状況はございません。

議長（千葉 薫君） 七戸議員。

13番（七戸輝彦君） まず、不評が出てないというところは、限りなく好評に近いのだらうかと、そのように感じています。

まず、本題に入りたいと思いますけれども、大昔の役所の体制と違って、週休2日、土日も休みなっていますね。これ普通の週で、要するに祭日とか入ってこない週で大体29%が1週間のうちに閉まっていると、そういうような確率なのです。同じ確率で住民向けの窓口業務もお休みと、そういうようなことになります。職員の方々については、一定の休みがあることというのは法律上の規定もされていますし、これを守ることは権利としては当然のことだと思います。

ただ、当町には事前に申し込んでおけば、土日各種住民票とかの証明書を受け取るという制度があったと思います。ただ、私も久しぶりにこれ言われて、この制度を思い出したぐらいですから、余り知れ渡っていないのではないかなという気がいたします。このことについてもどれくらいの利用者というのがあるのか、つかみで結構であります。ちょっと答弁いただきたいなと思います。

議長（千葉 薫君） 遠藤総務部長。

総務部長（遠藤秀男君） 今、おっしゃられました予約で交付すると、時間外であったり土

日にというのがございます。この交付事務は、現在、役場の本庁舎のみで実施してございまして、平日の勤務時間内に電話予約いただきますと、時間外や、それから休日に役場の伊達側の職員の入り口のところに守衛室があるのですけれども、そこで交付するというものはございます。

法律上、戸籍の交付は、窓口土日はできないような状況、窓口を開かなければできないような状況になってございますので、対象は住民票と印鑑証明のみでございまして、しかも本人か同居の家族しか受け取れないという状況のものでございます。この制度、この1年、昨年1年間で利用された方は8件というような状況でございます。

先ほどもお話がございましたように、この制度自体、町のホームページには載せてはいるのですけれども、私どもも積極的な周知活動というのをやっておりますので、今後は進めたいなというふうに考えてございます。

議長（千葉 薫君） 七戸議員。

13番（七戸輝彦君） そうですね、住民票と印鑑証明のみで戸籍が、戸籍の証明が出せないということなのであれば、余り使い勝手はよくないのかなと、そのようなこともあって8件なのかなという、そんなような利用なのかなというのも考えることができますと思います。確かに、周知の回数も少ないというのもあると思いますが、やっぱり職員との対面で行われないそういうようなことに、また、あるいは今言ったように住民票と印鑑証明だけだということになれば、非常に使い勝手が悪いのではないかなと思います。

ただ、これまた仕事の都合で土日しか役場に出向くことができない方というのは、私が思っていたより以上、どうも多いようだということがこのごろわかりました。例えば、ここにおられる管理職の職員の方なのですが、この方々がほかの機関に何か証明書をもらいに行く、あるいはほかの機関に行かなければならないというような状況があったとすれば、それは「土日やっていませんよ」ということなのであれば、休んでいくしかないのかなと、そういうふうに思うのです。それはほぼ全員の方々だと思うのですね。

ということは、ある程度、土日にこの庁舎があいているというのは、相当便利なような気がします。だからといって、例えば、土日の長い時間受け付けるというのも相当無理あるでしょうから、例えば、午前中の一、二時間程度とか、短時間だけでも証明書等を発行していただける、町の背丈に合ったような何か方法がないのかなと思っています。とりあえず今は、予約の今の証明書の交付のあり方というのをもっと周知するとして、将来の土日開庁、この部分的な開庁のあり方についても検討してもよいのではないかなと、そのように思いますが、その点お考えどうでしょうか。

議長（千葉 薫君） 遠藤総務部長。

総務部長（遠藤秀男君） 休日、窓口対応を行っているという自治体自体が、まだ非常に少ないというふうに私も聞いているところでございます。釧路市は、土曜日開庁しているというふうに聞いてございますが、ちょっと私のほうで電話で確認したら、年間、大体1,600件ぐらいあるというふうに聞いてございます。あそこは人口が17万ちょっとでございまして、そ

の比率でいくと、私どもの町、同じように考えても単純に計算すると大体平均数件くらい、二、三件という程度になるのかなというふうにも考えてございます。当然、費用的な部分もかかってくる部分もございますし、私どもの町も今、議員おっしゃられましたように、不便なものは確かにあるというふうには感じてございます。

また、今申し上げましたように、どの程度の本当に需要があるのか、把握していないのも現状でございますので、また、この戸籍事務を行う職員というのは非常に限られております。権限も今、当町では3人しか与えられていないということになりますので、この3人の中で回していくというのが、このまま進むとなれば現状になるのかなと思っております。そういうことも含めて、なかなか難しい面はあろうと思いますが、土日の開庁と合わせて平日の時間外というのも一つの検討にはなるのかなと思っておりますので、これらも含めて今後研究させていただければなと思っております。

議長（千葉 薫君） 七戸議員。

13番（七戸輝彦君） ぜひ考える入り口にしていただきたいなど、そのように思います。結構これ申し出られた方は必至で、娘さんにインターネットで資料をつくってもらって、それをうちに持ってきて、熱心にこのあり方というのを説明してくれたのですね、なるほどなと思いました。そのほかに聞いてみると、私が思っている以上にこの要望は多かったと、そのことでございます。ぜひ研究していただきたいなど、そのように思います。

次に、高齢者の方に優しいまちづくりということでお伺いしたいと思っております。

以前にも何度もお話ししたのですが、私も何年か前に膝を痛めて、一端ではありますけれども、高齢者の方々の不便さというのは身にしみてわかるようになりました。このごろ町長も、畳に座るよりも椅子を好む場合がふえてきていると、そのように見えますので、何か私も町長に親近感を覚えているという、そういうところでは、当然、この不便さというのも町長、十分にわかっていただけたのではないかなと思っております。

これも前に申し上げました。膝が悪くなって不便な点というのは、いろいろありますけれども、特に不便なのはトイレと階段、公共施設のトイレの洋式化については、たびたび議会でお話させていただきました。町や町の職員の方々のご努力があって、大きな施設には最低1カ所の洋式トイレが設置されている状況、そのように認識しております。しかし、今というのは高齢者の方だけではなくて子供たちのためにも、もっと洋式化を進める必要があるのだと思うのです。

なぜかという、近ごろの住宅事情というのは、ほとんどの家庭が洋式トイレになっておりまして、このごろの子供たちは中には和式の使い方がわからない子もたくさんいるようです。話はちょっと横にずれますけれども、この前、孫が小学校1年生なのですけれども、ダイヤル電話の数字ありますよね、それはダイヤルの回し方がわからないと、プッシュホンしかわからないものですから、数字をただ触っているだけというそういうシーンがありました。

このように文化の変化とともに、トイレの洋式化というのをもっともっと進めて、これを和式の数が多いためではなく、和式はたまにしかないのだと、様式がほとんどだと、こういう形

にしなければ膝の悪い高齢者の方、あるいは私のような膝のぐあいの悪い方々、下半身の悪い方々等含めて、要するにトイレが5カ所あって1カ所が洋式のトイレで、あと4カ所が和式のトイレだとすれば、そこは1カ所かトイレがないのと同じなのですね。結構これが不便で、えらい目に遭ってきます。こういう点から、何とかもう少し洋式化を徐々に進めていただけないのかなと、そのように思います。

それともう1点なのですけれども、洞爺湖温泉の文化センターの前のところの大きな駐車場、あそこにあるトイレなのですけれども、管轄は道のほうとかと聞いております。このトイレにつきましても洋式が少ないのではないかなという、そういうような気がしていたのですが、その辺のこれからの施設のあり方というの、道のことなのでなかなか言いにくいとは思いますが、町で考えていることがありましたらお伺いしたいと思います。その点お願いいたします。

議長（千葉 薫君） 毛利総務課長。

総務課長（毛利敏夫君） 公共施設のトイレの洋式の関係でございますけれども、役場庁舎、道の駅などの観光施設、それと集会所や公園などの公衆トイレなど59カ所の公共施設の中で、和式のトイレしかない施設が実は今のところ3カ所ございます。ほかの56カ所につきましては洋式トイレのみ、または和式と洋式トイレが設置してある施設となっており、和式のみの施設の割合いたしましては5.1%、約95%が洋式があるということでございます。

また、この59施設のうち多目的トイレというのがございます。それにつきましては、31施設に設置してあり、普及率が52.5%というふうになっております。

それと、全施設の中でトイレの数でございますけれども、全部で300カ所ございます。そのうち和式トイレが91カ所、洋式トイレが174カ所、多目的トイレが35カ所となっており、洋式トイレの割合でございますけれども、約7割となっております。

また、公共施設のトイレにつきましては、順次、洋式化へ転換を進めてまいりたいと考えているところでございます。

議長（千葉 薫君） 澤登観光振興課長。

観光振興課長（澤登勝義君） 先ほど、情報館向かいの駐車場のところにある公衆トイレでございますけれども、北海道所管の支笏洞爺国立公園洞爺湖温泉駐車場公衆便所という名前になっておりまして、男性側のトイレの大便で洋式1、和式1、小便器6、女性用で和式3、洋式3、障害者用で洋式1という数字でございます。

議長（千葉 薫君） 七戸議員。

13番（七戸輝彦君） このトイレについては壊すことなく、当面はこのまま使わせてもらえると、こういうことで考えてよろしいですか。

議長（千葉 薫君） 澤登観光振興課長。

観光振興課長（澤登勝義君） 25年の年でございますけれども、北海道のここの管轄は胆振総合振興局になりますけれども、そちらのほうからお話がございまして、閉鎖に向けてと。全道的に道所管の公衆トイレが多く点在している中で、かなり年数が経過しているという

公衆トイレの整備ということで1回お話がございまして、協議をした経緯がございます。

町のほうの対応といたしましては、あそこのトイレの機能自体が、通年型の24時間利用できるトイレであるということから、その必要性ということで継続的に今後も設置の方向と、維持管理も含めてお願いをしていくという要望を申し上げているところでございます。

議長（千葉 薫君） 七戸議員。

13番（七戸輝彦君） そうすると、あそこは町の一存で町のお金できれいにするということは、これはちょっとできないような状態と、そういうふうに考えていいですかね。

議長（千葉 薫君） 澤登観光振興課長。

観光振興課長（澤登勝義君） 当然、道の資産部分になりますので、ただ、維持の部分のうちが修繕等の部分を除いて、清掃の部分とトイレトペーパーなどの補充という部分を担っていると。何かふぐあいが生じた場合等については、担当課のほうに連絡をして対応していただいているという実態でございます。

議長（千葉 薫君） 七戸議員。

13番（七戸輝彦君） 状況については、よくわかりました。町も洋式化ずっと進めてくれるということでございますので、順次、そのようにお願いしたいなと思います。

次に、高齢者に優しいまちづくりのメインイベントとしまして、循環バスのあり方というのはの今後について伺います。

循環バスというと、大抵質問に上りますのは、時間帯とか停車場所、あるいは運行回数、そんなようなことが過去に質問としてよく取り上げられてきたのですが、私のほうからは、高齢者の方が乗りにくいバスそのもの、バスの、車そのものについてお話をさせていただきたいと思います。

先ほど、膝が悪くなってきたら、トイレと階段が問題になるというお話をさせていただきました。トイレの話は今終わりました、今度は階段、特にバスの乗降のステップについて、これをお話させていただきたいと思うのです。

このたび、つえを使っている高齢者の方から、巡回バスの乗降が難しい、乗りおりが難しいという切実な訴えをいただきました。乗るときには家の階段と同じように、四つんばいにならないと乗ることができないという方もいる、そのような話でありました。ご自身も半身が不自由なために、手を使わないと乗るのが難しくなっているという話でございました。

実は2年ほど前、同じ方から同じ要望をいただいたのです。この話を担当課のほうにお話ししたところ、バス会社のほうに要請して、ドライバーさんがそのときには介助してくれるから、声をかけてくれないかと、そのような話をいただきました。町からの返事を相談者に話しして、すっかり満足していた私が事をほったらかしにしていた犯人という、そういうことなのかもしれません。もう一度、切実な訴えがありまして、ドライバーさんの介助は結論から言えば、とても難しいということ、本人の話でした。

利用者からすれば、運行時間が決まっているバスのドライバーさんに、介助のお願いをするのは大変に気が引けて、それだったら四つんばいになっても乗ったほうがまだという独

特の心の働きがあるようです。ところで町長、土足の階段に手をつけて、バスに乗っている高齢者、こういうことを想像するのは非常に難しい話なのですが、私も現実としてそれを見るまでそうも思ってなかったものですから、案外ひどいなと。10年以上たてば、私も高齢者、この議場におられる方々、10年、20年すればみんな高齢者、いずれが自分の車、マイカーをやめて免許証をお返しして、そして町で使われているような巡回バスに乗るときが来るはずなのです。そのときのためにも、もっともっとバス本体の手当てというのは、私は必要な気がするのです。この点の確認だとか要望だとかという話は、課のほうには直接は来てないと思うのですけれども、何かつかんでいることはあるでしょうか。

議長（千葉 薫君） 鈴木企画防災課長。

企画防災課長（鈴木清隆君） 町内巡回バスであります。昨年10月より地域コミュニティバスとして、本町地区では月曜日から土曜日まで1日7回運行されております。バスの運転手さんに、乗車時の状況をお聞きしたところでありますけれども、やはりつえをつけて利用されている方も多く、乗りおりにつきましては大変な方も見受けられると聞いてはおります。

議長（千葉 薫君） 七戸議員。

13番（七戸輝彦君） この巡回バスに使用しているバスの本体のステップの高さ、私は余りわからないのですけれども、ステップの高さ、地上から高いのではないかという方もおられるのです。何かもっと乗りやすいバスもありますよという話も聞くのですけれども、このステップの地上の高さというのはあらかじめ聞きましたので、それちょっと答弁願えないでしょうか。

議長（千葉 薫君） 鈴木企画防災課長。

企画防災課長（鈴木清隆君） 現在、運行しているバスのステップの高さでありますけれども、外から上がる第一歩目、この部分に関しましては27センチほどの高さにあります。また、それから階段が二つございます。その部分では18センチほどの階段が二つありまして、乗車する形になっています。

また、路線バスで運行している車両の中に、ノンステップバスというのがございます。こちらのほう、油圧で車体がおりる部分なのですけれども、最高におりて17センチの高さまでおりることができるというお話を聞いています。

以上です。

議長（千葉 薫君） 七戸議員。

13番（七戸輝彦君） 実は調べてもみたのです。階段の高さとか、27センチは相当高いです。30センチ近くあります。さっき膝が悪い話しましたがけれども、よく女房にデブ膝と言われるのですけれども、太っているから膝悪いのだから、膝の骨が減ってしまって、それも事実なのですけれども、そういうふうに膝悪くなると、痛いのもあるのですけれども、病気が何かした、どうしてこんなに私の膝上がらないのだろうかなど、あるとき急に、ある日から、私の場合ですよ。ほかの人わかりません。あるとき、ある日から急に階段突っかかるのです。どうして階段突っかかるのだろうかなど、それは右の膝から来たのです。お医者さんに行っ

たら、右の膝の骨が減っているのだよと言われた。

余計な話になりますけれども、そのお医者さんに、今まで右も左も同じ回数だけ使ったのに、何で右だけ悪くなったのだとそんな話、冗談で言ったら、3週間後には左の足も上がらなくなりました。これは治療によってある程度治ったのですけれども、本当に上げているつもりで上がらないのです。この27センチというのは、多分、膝の悪いときの状況を考えると、絶対に上がらない、絶対に上がらない高さです。27センチというのは。そういう場合どうするかというと、膝のズボンのところを持ち上げて、手で足を持ち上げて上がっていく。力もなくなっていますから、簡単には上がるできないと。やっぱり切実に、そのときにバスに乗らなければならないという事情があるのであれば、私もきつとはって上ったと思います。だから、そういうような事情を考えると、先ほどの話に出てきました。ブロック張れば便利だという話もあるのですけれども、それはバス停にブロックなんか置くと、ほかの車ぶつかってしまいますので、そんなことをしてはいけないと思います。

通告したこの件の本題に入りますけれども、解決策としては、やっぱり昇降式のステップ、さっきノンステップという表現しましたが、油圧でおりてくるステップ、あれを備えている車にするか、あるいはこのステップ別につけれるものであればステップつけるとか、そういう方法しかないのではないかなと、そのように思っております。

そして、高齢者の方々がますます多くなってきて、必ずもっともってそれを必要とする時期がやってくるのだと思います。そして、その方々というのは、私たちの国だとか、またこの洞爺湖町を切り開いてきた偉大な先人に違いないのです。その方々に決して土足の場所で、四つんばいになるようなことはさせてはいけないと思います。町長の前向きな答弁求めたいと思います。すぐすぐというもなかなかお金のかかることで、そう簡単にはできることではないと思いますけれども、例えば更新時、例えば長く車検に入れるときにこの装置をつけるとか、そういうようなことをこれから検討していただけないでしょうか。

議長（千葉 薫君） 真屋町長。

町長（真屋敏春君） せっかく町民のためにということのできた公共交通体系の中で、今、お話聞いていると、相当ご苦労なさっているお年寄りの方がいらっしゃる。今、最近の町営バスの利用状況見せていただきましたら、ご高齢の方の1カ月の一番多いときで810人くらいいらっしゃったと。その方が、そのバスに1カ月に何回乗っているのか僕わかりませんが、実質そういう困っている方がいらっしゃるのであれば、公共交通体系の中で例えばタクシーを利用してもらうとか、あるいは今おっしゃっていただいたようなノンステップになるようなもの、そういうものはやはり公共交通を利用して、そういうふうに困っている人がいるということであれば、改善策を何とか検討していかなければならないというふうに考えております。

それで、今、所管課のほうにおいて、早急に調査をさせるようにしたいというふうに考えております。

議長（千葉 薫君） 七戸議員。

13番（七戸輝彦君） ぜひぜひお願いいたします。ここにおられる方、全員いずれ高齢者です。全員お世話になります。そのときに、今、偉大な先人と申し上げましたけれども、本当にその方々のために今何とか早い時期に、そのようなことをやっていただきたいなど、そのように思います。

それでは3番目、最後の質問になります。

姉妹都市箱根町と友好都市三豊市との特産品の交流と書いてありますけれども、交流はちょっと表現として間違いかもしれません。要するに、特産品お互いの町で持っていて、箱根町と三豊市、非常に仲のいい町、片っ方は友好都市で片っ方は姉妹都市ということです。この特産品同士をお互いの町でもっともっと売れないのかなと、そのように考えています。

何かスポットでは、そういうような出向いて販売したとかいろいろなことがあると思います。去年の洞爺の産業まつりのときあたりは、三豊市のほうから桃の販売に来てくれたのをよく覚えているのですけれども、スポットでそういうことあると思うのですけれども、その辺についてさきに経緯伺っておきたいと思います。

議長（千葉 薫君） 佐藤産業振興課長。

産業振興課長（佐藤孝之君） 箱根町、三豊市との交流だと思うのです。物産について交流だと思うのですけれども、これ初めに、まず今までの交流の経過かなどちょっとお話ししたいと思います。

毎年恒例の交流事業として、箱根町においては大名行列の際に、ホタテ串、ジャガイモ、豆類、その他の加工品などの特産品を販売しております。それから、三豊市との交流という面では、バレイショ、スイトコーンを道の駅たからだの里に発送をして、そこでイベント開催時において、昨年につきましては4月から11月までの間に6回の販売をしていただいたということでございます。特に、そのイベントの中の大秋穫祭の開催時には、バレイショのほか、ホタテや昆布の加工品の販売をしていただいたところでございます。

また、洞爺湖町での取り扱いということに関しましては、まず三豊市の特産品のタケノコやナマタケ及びミカンなどを道の駅あぶた、とうや・水の駅、とうやマルシンで取り扱いを行っております。さらに、町民感謝祭において、幻のキウイと呼ばれるゴールデンキウイというものの販売をいたしました。

それから、洞爺産業まつりにおいては、今、議員もおっしゃいましたように、桃の販売をするという交流というか、そういうことを実施しているところでございます。

さらに、昨年は箱根町との姉妹都市提携50周年記念事業の一環として、式典において箱根の寄せ木細工の販売ということを行いました。

それから、もう一つのイベントとして、トライアングル物販事業ということで、箱根町と三豊市の特産品を道の駅などで販売をいたしました。

それから、洞爺湖町の特産品につきましては、箱根町の仙石原において、洞爺湖町の特産品の物販を行ったというところでございます。

以上です。

議長（千葉 薫君） 七戸議員。

13番（七戸輝彦君） ちょっとお伺いしておきたいと思います。それはそれでいいのですが、けれども、こちらから出かけていく物販のときに、どういう方々が付き添ってというか、販売員として行っているのか聞きたいのです。要するに、役所の人が行っているのか、役所の周囲の人が行っているのか、つくっている民間の人が行っているのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（千葉 薫君） 佐藤産業振興課長。

産業振興課長（佐藤孝之君） まず、イベントですけれども、先ほども言いましたけれども、箱根町の大名行列の際、このときは町職員が3名だけということで実施しております。それから、箱根町以外で実は広島の都道府県対抗駅伝の際にも職員も3名ほど行きまして、そのほかに農業者も2名ということで行っております。それから、その前の年には漁業者ということで、そういうことも実施しているところでございます。それから、あと東京の代々木での物販なのですが、そこにも町職員のほかに商工会の特産品振興会のほうから出席をしていただいて、物販をしているというような状況でございます。

議長（千葉 薫君） 毛利総務課長。

総務課長（毛利敏夫君） ただいまの産業課長から答弁がありましたけれども、職員の部分につきましては、職員の研修扱いということで、本州のほうに行って大声を出して売っていただくということで、研修の一環として扱っております。

議長（千葉 薫君） 七戸議員。

13番（七戸輝彦君） 研修ですね。ただ、民間からの評価受けないと、余り研修にならないのではないかな、そのように思います。

私は、今回ちょっとここのところお願いしたかったのは、職員の人とか関連するところに行っているのですが、今、農業・漁業1次産業は出かけていくというシーンがあったようですけれども、それにしても職員の数のほうが多いのではないかなと思うのですよね。だから、ぜひ特産品をつくっていたり、それから販売に携わっている民間の人、それから生産者の人ももちろんね。第1次産業の生産者の人も含めて、あるいは加工業者も含めて、何らかの形で民間の人を中心に派遣してもらいたいなと、そのように思うのですね。

言っては悪いですが、販売するの民間の人のほうが上手なはずですから、それで我が町の物は、我が方の特産品、やっぱり商人のほうが当然気合いが入るのですよね、申しわけないですが、宣伝もしたいというのもそこで見えてくるはずですよ。そういう欲も、欲との二股でやっていただきたいなと、そのように思うのです。だから、必ず民間人を多く入れて、そしてそういうようなことをしていただきたいなと思うのです。

これはただスポットの販売に追われというのが、最も残念な話でありまして、実は箱根の寄せ木細工の話が先ほど出てきたのですけれども、もっと箱根の寄せ木細工、あるいは四国の三豊のタケノコ・キノコ、これの販売をもっと姉妹都市・友好都市、箱根町ですよ、三豊市ですよと、そういう看板同じ看板を掲げるぐらい道の駅だけではなくて、できれば民間の

お土産コーナーにも置いていけるような、そういうところまで発展できたと思うのです。同じようにして、こちらの特産品ありますよね、いろいろな特産品あります。

私は実は去年まで、余り特産品の意識はなかったのですが、去年、箱根町との50周年行事ありましたよね。箱根の議員、洞爺湖町にお迎えして、そのとき改めて自分の土地にある物が、どんだけ魅力のあるものかということがわかったのです。1日目、2日目と泊まりまして、某ホテルに泊まったら、洞爺湖町の畑の物とか海の物がありのままの形で出てくるわけです。私がまるっきり想像してなかったのが、まさか単純なゆでたトウキビ、それから単純なもいだミニトマト、そこのところを争うようにして食べる姿というのは、そのときまで想像できなかったのですよね。洞爺湖町の食は、こんだけ魅力のあるものなのだと、改めてそこで感じたわけです。だから、この食というのは、観光と並んで農家の物、山の物、海の物、漁師の物、そういうものというのは本当にこれが魅力ある物なのだなど、これも観光と並んでやっぱり我が町の宝なのだなど、そういうふうに思いました。

これらの農産物・海産物でつくった物というのは、箱根の方々の胃袋をがっちりつかんだと、そういう感じだったのですけれども、これを積極的に宣伝しない手はないような気がするのです。先ほども言いましたように、各団体から代表を募って定期的に宣伝だとか各販体を使っていく、それがアピールがずっと続いてきたら、お互いに何年かたってアピールずっとしてきたら、今度はそこの土地で売ってもらうシステムつくる、こっちのほうでも販売するシステムつくる。それは友好都市、それから姉妹都市という形だけのものではなくて、数字にがちっとあらわれる、お互いにもうかる、それが民間の商売ですからもうかる、そのところまでこぎ着けたらという夢を私は持っているのです。

先ほども言いました。桃が来ました。それから、寄せ木細工の小さいなものも売っています。そういうような交流が、これからますます盛んになってお互いのもの、常時販売してもらえようというように夢見ています。どうでしょうか。その辺からちょっと答弁いただきたいと思うのですけれども、そんなようなことを検討していただけないでしょうか。

議長（千葉 薫君） 佐藤産業振興課長。

産業振興課長（佐藤孝之君） 箱根町との物販に関して、民間を含めた中での交流ということになると思うのですけれども、民間を含めた物販は以前も箱根路の森林浴ウオークという行事の中で、観光協会もそうなのですけれども、そのほかに漁協の婦人部ですとか、そういった人たちも一緒に行って、大勢で物販をしたという経緯も一応あるのですけれども、箱根の大名行列にしましても、以前実施していました箱根路の森林浴ウオークにしましても、箱根町の町民だけではなくて、町民ではなくて観光客相手と、そういう面があったのですね。

それで町民の皆様に余りにも、余り利用されていないという部分もございましたので、今年度、箱根町との姉妹都市提携50周年記念事業の一環として、前段でも触れましたけれども、箱根町の仙石原において箱根の町民の皆様を対象に物販を実施したということがございますけれども、まず箱根の町民の皆様には地元洞爺湖町の物を知っていただきたいということ

もあって、こういう形のもの実施したわけですが、箱根も大々的に物販の交流という形は、箱根の役場のほうとも以前何回か協議もしたことあるのですけれども、結局はそのまま進んでない状況もございますが、今後、今、議員がおっしゃいましたように、例えば箱根の道の駅もございますし、いろいろ扱ってくれるところもあると思いますけれども、その辺のことにしても箱根町の役場ともいろいろ協議をしながら、扱っていただくような方向で検討もしていきたいなというふうには考えているところでございます。

議長（千葉 薫君） 七戸議員。

13番（七戸輝彦君） 当然、役所の方の今の答弁ですから、役場同士というのが先に立つと思うのですけれども、そこで、それはもちろん大事なのです。やっぱりそこに民間を巻き込んでこなかったら、余りものにならないような気がするのです。お互いの役場もそうだと思うのですけれども、いろいろな面で役場の職員の方というのは、すぐれている部分があります。ただ、お互いやっぱり商売やっている者同士、それから物の売り買いをするという物の考え方からいくと、もっと生産者に近いほうにおろして行って、その人たちの発想が入ってこなければならぬと思うのです。

せっかく特産品協議会とか、それから各道の駅もありまして、民間の人たちも随分頑張っている部分が見えます。ぜひこういう方々とも相談をして、ぜひ民間の方々を中心に行ってもらえる、そこで販売のブースなどをこさえる。先ほどありました大名行列の時に行ったら、観光客ばかりだった、当たり前です。大きな観光地ですから、その中の大きな行事ですから、来られるのは大名行列の時にはそうでしょう。

仙石原でやったという発想というのは、実に素晴らしいのですけれども、ただやっぱりスポット的な要素が多いので、民間の人を巻き込んでいくことと、スポットを線に変えていくということ、それから将来的には年中お互いに交換して販売できるということ、この辺を目指すようにちょっと研究していただけませんか。

議長（千葉 薫君） 佐藤産業振興課長。

産業振興課長（佐藤孝之君） まず民間という面で、以前に生ホタテ貝ということで、役場同士でいろいろ交流しながら注文を聞いて、いろいろ販売をしていた経緯もございますが、今、漁協のほうで直接注文として販売をしていると。昨年も3.6トンという実績もございますので、このように今後、今、議員おっしゃいましたように、特産品協議会という地元の業者さんというか、特産品をお持ちのそういう方たちの集まりというのがございますので、その方たちともいろいろ協議もしながら、よい方向を模索していきたいというふうに考えております。

議長（千葉 薫君） 七戸議員。

13番（七戸輝彦君） 以上で終わります。どうもありがとうございました。

議長（千葉 薫君） ご苦労さまでした。

これで、13番、七戸議員の質問を終わります。

ここで、休憩に入ります。

再開を4時といたします。

(午後 3時47分)

議長(千葉 薫君) では、再開をいたします。

(午後 4時00分)

議長(千葉 薫君) 一般質問を続けます。

次に、9番、下道議員の質問を許します。

9番、下道議員。

9番(下道英明君) 本日、長丁場の議会の中、あともう少しですので頑張っていきたいと思っておりますので、ひとつ明快・明瞭なご答弁よろしくお願い申し上げます。

通告にありますように、今回、3月会議におきまして教育行政執行方針について、また、ふるさと納税についての2点をテーマにお伺いしてまいります。

最初に、教育行政についてお伺いしてまいります。

私はちょうど3年前、当時の教育委員長でございました蓮井氏を議会にお招きし、教育委員会の運営の基本的な考え、地域住民への教育委員会の考え方をどのように伝えるかについてお伺いいたしました。当時の議事録を読み返し、蓮井氏の答弁、大変示唆に富む内容でございました。特に、学力向上につきましては学校の役割だけではなく、家庭教育のあり方、非常に大きな役目があると、具体的に秋田県の学力を例に出し、3世帯同居が秋田県が非常に多いと。その中でお父さん、お母さんだけではなく、特におじいちゃん、おばあちゃんが子供の教育のしつけに対して非常に力を発揮していると、そういった事例を紹介していただきました。そういった点で、教育というのは家庭環境が、大変重要であるということを再認識していたところでございます。

さて今回、滋賀県大津市のいじめ問題への教育委員会の対応のまずさなどをきっかけに、論議が活発になった教育委員会改革制度、今回の見直し、一部改正になりまして4月1日から施行することになりました。これは半世紀ぶりに教育委員会制度の改革が大きく、教育制度が大きく変わるということでございます。

ご案内のとおり、教育委員長と教育長が一本化した新教育長の設置、また教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化、全ての地方公共団体に総合教育会議を設置すること、また教育に関する大綱を首長が策定していくと。さらにまた、これが本来の筋の一つかと思っておりますが、地方に対する国の関与の見直しと、これが今回の教育委員会制度の改革でございます。4月1日から施行されていく教育行政の改革に対し、洞爺湖町の教育行政を町長の考えとスタンスをお聞きしたいと思っております。

議長(千葉 薫君) 真屋町長。

町長(真屋敏春君) まず最初に、大津市で起きた痛ましい事件、これは本当に大変な事件だったなというふうにも思っておりまして、亡くなった中学生に対して本当に心からご冥福

を祈るところでございます。

また、今、ご質問の教育行政に関する考え方とスタンスということでございますけれども、私も昨年の町議会の一般質問でもお答えさせていただいておりますが、新制度では総合教育会議が新たに設置され、首長が招集をすることとなっておりますが、構成員は首長と教育委員会とされ、協議、整理事項といたしましては、大きく3点ほどあるかなというふうに思っております。

まず1点目でございますけれども、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の作成。2点目といたしましては、教育の条件整備などを重点的に講ずべき施策。3点目といたしまして、児童生徒等の生命・身体・保護と、さらに緊急の場合に講ずべき措置となっているようでございます。

この中の1点目の教育に関する大綱についてであります。これにつきましては、教育の目標や施策を根本的な方針として、教育基本法第17条に規定する国が定める教育振興基本計画の基本的な方針を参酌して、総合教育会議において首長と教育委員会が協議、調整を尽くし、首長が策定することとされているというふうに理解しております。

なお、この大綱策定についてであります。国のほうは法律一部改正により4月1日から施行ということでございますが、ただいま北海道教育委員会から聞いている話では、平成27年度中の策定をという説明があったというふうに教育委員会から聞いているところでございますが、北海道や他市町の策定状況なども踏まえまして、できるだけ早い段階で策定を進めていきたいなど、その考え方を示したいなというふうに思っております。

議長（千葉 薫君） 下道議員。

9番（下道英明君） 先般、12月議会におきまして、町長のほうからいわゆる教育の政治的な中立性をしっかりと維持していく、また民意を反映した首長として教育行政の諸課題に対して、迅速に対応していくということがございました。

けさのちょうど新聞報道ですか、報道の記事の中に学校運営に住民参画の提言が、今回、教育再生会議から出されました。学校がまちづくりの拠点として、地域活性化に大きな役割を果たしていくことをねらったものでございます。学校運営協議会では、学校運営、教職員人事まで関与する内容と、本日はそういった新聞報道になっておりますが、まさしく今、教育を取り巻く環境も大きく変化し、各地域の力が教育格差をつくる世の中になってきているかと思えます。

この環境の中で、私は今回、教育委員会制度の改革を実は上手にうまく利用していただきたいという、そういう利用する意識を持っていただきたいと思えます。どういうことかといいますと、今回の改革は教育の改革そのものだけではなく、もう一つ、一步踏み込んで教育施設の改革にまで踏み込まれるのではないかと考えております。

先般、9月の議会におきましては、公共管理の施設マネジメントについても言及させていただきましたが、その延長線上にもこの教育委員会の改革があるのではないかと、つまり教育改革の中にこの教育施設の変更も考えられると。老朽化した学校の建てかえに係る行政

コストというのは、建設事業費として国庫補助金事業も含め、一般財源から支出されていきます。建てかえが終わった後の運営管理というのは、現行制度では教育委員会、教育管理課が管理していくわけですが、しかしながら今回首長が招集する総合教育会議におきましては、社会教育の改革、つまり教育施設利活用の方向性につきましても首長が教育委員会と協議・調整し、策定することができると考えております。学校施設の運営管理を教育委員会に任せる現行制度の見直しは、学校の建物と敷地という貴重な公用資産の活用を地域で考えていくきっかけにもなると思います。

そういった点で、以上の点から考えますと、総合教育会議の設置というのは教育委員会の純粋なる本来の教育改革だけではなくて、もう一步踏み込んだ教育施設、もっと言えば社会教育課を首長部局に組み入れることも十分可能になってくる話でございます。そういった点で、以上の点を踏まえまして、総合教育会議の大まかな協議内容並びに設置事業、開催頻度等をお伺いいたします。

議長（千葉 薫君） 天野管理課長。

管理課長（天野英樹君） ただいまの総合教育会議の設置時期、それから開催頻度と内容等のことでございますけれども、町長の答弁と重複しますが、初めに法で定める総合教育会議における協議事項、協議・調整事項について、改めて説明をさせていただきます。

町長が申したとおり、大きく3点ございます。

1点目につきましては、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱策定に関する協議。それから、2点目でございますが、教育を行うための諸条件の整備及びその他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るための重点的に講ずべき施策の協議。それから、3点目でございますが、児童生徒等の生命または身体に現に被害が生じ、またまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議となっているところでございます。

次に、総合教育会議の具体的運営に関し必要な事項は、改正後の法律第1条の4第9号において、総合教育会議の構成員であります首長と教育委員会の協議の結果、双方の合意をもって決定することとされてございまして、具体的には一つ目としまして、首長による招集手続。それから、二つ目でございますが、協議の議題の提示及び決定方法、総合教育会議の事務局を担当する部署、これは町長部局また教育委員会部局のいずれかが事務局になるという法律でございます。それから、3点目、議事録の作成及び公表に係る実施方法。それから、4点目でございますが、非公開とする議題についての指針等が現在想定されているところでございます。

議員、ご質問の学校の建物や敷地などの教育財産の有効活用ということでございますけれども、総合教育会議における協議は、自由な意見交換として幅広く行われるものであるとの通知も国から受けているところでございますことから、議員がおっしゃるように、教育財産の有効活用なども含めて、幅広く協議をしてまいりたいと考えているところでございます。

それと、この改正法でございますが、4月から法律が施行されますが、初めに総合教育会

議の具体的運営に関し、必要な事項について協議をする必要がまだあるということで、6月か遅くとも7月までに、これらを会議で協議決定しなければいけないということで現在考えているところでございます。

ただし、先ほど申したとおり、児童生徒等の生命または身体に現に被害が生じまたはまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議の必要が生じた場合は、総合教育会議の具体的運営の事項が整っていない場合であっても、法律の規定事項でありますことから会議を招集し、緊急に対応していくことになると考えているところでございます。

また、開催回数ということでございますけれども、新たに始まる制度でございますので、大綱の策定のほか、どのような協議の議題で、どの程度開催するかについては、現在、全て想定しきれってございませんが、複数回開催必要になるのではないかとということで現在考えているところでございます。

議長（千葉 薫君） 下道議員。

9番（下道英明君） ということは、やはり総合教育会議におきまして教育の本来の教育改革だけではなくて、施設にまで、社会教育のほうにまで踏み込むことができると判断してよろしいかと思えます。それがゆえに私、今回繰り返すのは、今回の制度を変化していくのだということではなくて、むしろ利用する意識を持って今回の現行制度の見直しに対処していただきたいと思えます。

例えば、小中学校の建物の一部を役場機能と、あるいは高齢者福祉などの他の機能に転換していく、あるいは敷地の一部をほかの公共施設の敷地として利用検討することも、当然、今後この総合教育会議においては諮れることだと思います。そういった点で、この教育委員会の改革制度が、教育行政における責任体制の明確化、あるいは先ほど町長からおっしゃったような委員会審議の活性化ですとか、課長のほうからおっしゃったような本来の教育委員会改革だけではなくて、もう一步踏み込んだ形で考えていただきたいと思えます。

そういった点で、今、教育に関する大綱の内容について、これもまた、今、町長のほうから策定期期については27年度という話がございましたが、その公共施設、マネジメントの観点も踏まえて教育に関する大綱の予定等があれば、答弁いただきたいと思えます。

議長（千葉 薫君） 天野管理課長。

管理課長（天野英樹君） 教育に関する大綱の内容ということでございますが、公共施設のマネジメントの考えを斟酌して策定という考えはありますかということでございますけれども、先ほど申し上げたとおり、総合教育会議における協議につきましては、自由な意見交換として幅広く行うことができることから、議員のご意見も一つの案として参考とさせていただくなど、幅広い協議を行い、大綱の策定に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

議長（千葉 薫君） 下道議員。

9番（下道英明君） そういった点を踏まえながら、ぜひ教育委員会の改革制度、これを利

用するという立ち位置に立っていただきたいなと思います。

次に移らせていただきますが、次、教育行政執行方針におきまして、このたび高砂貝塚等の保全整備事業の実施について言及されております。本年度から5カ年計画で整備されるのでございますが、今後のまず最初に具体的な整備計画について、改めてお伺いいたします。

議長（千葉 薫君） 永井社会教育課長。

社会教育課長（永井宗雄君） 高砂貝塚につきましては、遺構等の保存状態もよく、遺跡の価値を良好な保存状態のまま次世代に引き継ぐために、確実な保存管理のための保存整備計画策定を有識者で構成いたしております整備検討委員会の委員の皆様の見解を伺いながら、現在取り進めているところでございます。高砂貝塚の保存整備につきましては、遺構の復元や高砂川の整備、植生などの自然環境の整備により、景観を損なわないよう周辺地の状況に配慮したものを目指しております。平成27年度から3カ年で計画をしております。

また、入江・高砂両貝塚を結びます中央拠点地区の貝塚館につきましては、遺跡から出土した遺物等の展示保存の充実を図るなど、交流文化的な情報発信の拠点となりますよう、29年度から3カ年で整備を行うこととして計画をしております。こうした整備に向けまして、今後も整備委員会を初め文化庁、洞爺湖町文化財運営審議会との協議、さらにはアプタフレナイの会との共同など各関係機関との連携をし、貴重な文化遺産であります高砂貝塚の整備を目指してまいります。

なお、27年度におきましては、実施計画と史跡内の保護のための一部造成を企画しているところでございます。

議長（千葉 薫君） 下道議員。

9番（下道英明君） 今、課長のほうから言われたのは、私のほうの手元の中に、この史跡で基本計画、また基本設計について資料を読ませていただいたのですが、そういった中で先ほどお話ししたように、これからの教育委員会の制度が変わっていくと、そういう中でまちづくりに連動する文化財の観光資源としての空間づくりというのを、ちょうど町政執行のほうにも出ておりますけれども、観光面における連携という側面からも基本計画が書かれていますが、これからは学術的側面を十分担保しながらもこの保存整備計画を通じて、観光資源としてしっかり考慮していただきたいと思います。

先ほど、前段で教育委員会の改革について質疑させていただきました。今、非常に教育委員会について、こういった文書が出ております。教育行政における自治体首長の権限を強化する改正地方教育行政法は、当初のねらいを超え、社会教育の分野において大きな影響があるものと見られると。折しも公共図書館、美術館では昨今まちづくりと観光地等にこれを利用しようという動きが盛んで、首長が主導するケースが目立ってきていると。

今回の教育委員会改革制度により、その動きが促進されるであろうという見通しがあり、また、そういった具体的な社会施設のところからも首長主導のそういった施設について、高い関心があると。実際に教育委員会の改革制度、今回見ますと、本来の教育委員会の主たる

ものよりも、こういった社会教育についてスポットを当てている議論が非常に多い現状になっております。そういった点で、この中で今、一番話関連になります、改革で非常に熱い議論というのが図書館です。これは、図書館は教育にとどまるのか、そういった観点まで来ております。そういった点で、学校教育、社会教育、図書館、それを社会の中でどう着地させていくか、特にその中でも社会教育が首長部局にあるほうが、予算や改革のスピードでは有利だといった議論もございます。

洞爺湖町のように小さな町でもそういった点で、例えば図書館の例とってみますと、先ほどからある地産地消の例えば道の駅で地元の商品について展示しながら、図書館ではそれと連動してレシピの本を、関連する本で町民の皆さんに地元の特産を図書館の側からフェアして関連させていくと、コラボさせていく。本来ですと、教育委員会の主たるものと産業振興課とのなかなか横のつながりはないのですけれども、そういった改革の中で社会教育のそういった面の中でかなり変わってくると。そういったものがありますので、そのことをぜひ考えていただきたいと思います。

そういった面で、先ほど教育長の行政執行方針の中にもございましたが、行政報告にもございました。今、縄文祭りで一生懸命やっている地元の郷土のアプタフレナイの会が、このたび胆振の教育賞をとらせていただきました。きょうは会長も傍聴で来ておりますけれども、そういった点で、ぜひこういった教育委員会の改革制度の中で、今回、虻田本町地区にある観光施設というのは、恐らくこの入江・高砂が一番メインになってくるかと思っておりますので、そういった点でその思いを交えて、ぜひこの整備計画に対する町長のご見識をお伺いしたいと思っております。

議長（千葉 薫君） 真屋町長。

町長（真屋敏春君） 私どもの観光振興課という課がありますけれども、その観光振興課で扱っている業務とは別に、いわゆる胆振三大遺産といいたまいますか、特に三大遺産の一つとしてはアイヌ文化、これからできるであろうアイヌの国立博物館を中心としたアイヌ文化の施設整備、さらにはここはジオパークの地域でもあると。洞爺湖・有珠山ジオパークを中心としたジオパークのPR、さらには今、北海道・北東北縄文遺跡群ということで、縄文時代の遺跡物を展示、あるいはアピールする縄文遺跡群、特に私どもの町には入江・高砂貝塚があると。入江貝塚は、大分前に整備が一応整っているわけでございますけれども、これも少し手を加えなければならない。

そして今回5カ年計画で高砂貝塚が整備される、そのちょうど間に入江・高砂貝塚館を再整備すると、そして入江貝塚と高砂貝塚を結ぶ道路を縄文ロードとして整備をしていきたい。いろいろなことがありますけれども、特にこの胆振地区において先ほど申しましたアイヌ博物館を中心としたアイヌの伝統文化をPRするもの、そして縄文遺跡群をPRするもの、そしてジオパークをPRするもの、いわゆる胆振三大遺産と言われておりますけれども、これは教育部門だとか町長部局だとかそういうのにとらわれず、しっかりPRしていかなければならない。そのためにも今回5カ年で整備する高砂貝塚については、しっかりとしたいわ

ゆる町民だけでなく、内外の方々にアピールできる貝塚館に整備していかなければならぬというふうに考えております。

議長（千葉 薫君） 下道議員。

9番（下道英明君） 大変力強いご答弁いただき、ありがとうございます。まさしく教育委員会の枠から外れ飛び出して、ぜひこの高砂貝塚も含めまして、今回、首長のもとに総合教育会議が新設されるわけですから、ここが実質的には教育行政に対しての最終的な権限を持つところになります。ぜひ、今、町長からおっしゃったような方向性で保存整備についても努力していただきたいと思います。

次に、ふるさと納税についてお伺いしてまいります。

先ほど、3番議員から自主財源確保の面からの取り組みとして、ふるさと納税について質疑がございました。私は寄附する側の側面から、今後のふるさと納税の施策提言も含めまして、進めていきたいと思います。今、私の一般質問から傍聴されている方もいらっしゃるし、また、インターネット中継で見ている方もいらっしゃいますので、そういった点で3番議員と重複する質疑・応答もあると思いますが、ご容赦いただきたいと思います。

さて、ふるさと納税でございますが、これは納税版の株主優待というのとまさしく似ているのかなど。私も二十数年前まで株式やっていたので、証券マンやっていたのですが、そういった点で個人のお客様は相手にしていませんでしたが、法人のお客様相手にしているときに、大体必ず会社のトップの方言うのは、株主優待は何と言ってきます。広く知られているのは、例えば某航空会社の安売りチケットですとか、最近は大きなネズミのテーマにしたところは、あそこは親会社が鉄道なのですけれども、そここのところは年間のフリーチケット3枚とか、そういう形で非常に昔から、今回ふるさと納税注目されていますけれども、形は違いますが、株主優待とやり方は本質は一緒かなど、そういう形で思っております。

そういった点で、納税版のいわゆる株主優待と言われますが、この制度、非常にお得でありまして、インターネット世代は非常によく見ている、ほんのちょっとしたお得なところでも見ているところがございます。先ほど、3番議員からお話ありましたように、ふるさと納税についての説明については省きますが、実質負担の2倍から3倍相当のお米とか地酒とか和牛、海産物、野菜など特産品がもらえるわけでございますが、そういった面でお得であれば黙ってられないのも人情でございます。一応、ネット検索をしていれば、そういった点で今までのふるさと納税の推移をまずお知らせいただきたいと思います。

議長（千葉 薫君） 毛利総務課長。

総務課長（毛利敏夫君） ふるさと納税の推移でございます。

まず、平成22年度でございますけれども、8件、126万円、平成23年度につきましては6件で109万円、平成24年度につきましては5件で107万円となっております。平成25年度よりアイアンマンジャパン北海道大会の開催に伴いまして、この大会にかかわる部分も含めまして行ってありまして、全体として87件、2,897万円の寄附がございました。そのうちアイアンマン分といたしまして76件、2,726万円、一般分といたしまして11件、171万円となっております。

ります。

また、平成26年度でございますけれども、6月からお礼とPRを兼ねまして特産品を送付しております。本年2月末現在でございますけれども、総体で2,007件、5,577万円の寄附がございました。この中でアイアンマン分といたしましては229件、3,361万円と一般分1,778件、2,216万円の寄附がございました。これにつきましては、特産品による影響が大きいものであると思われま。

また、寄附者の都道府県別でございますけれども、東京都でございますけれども488件で、約4分の1が東京都からの寄附ということになっております。その次が神奈川県で196件、約10%、大阪府で165件、8%でございます。道内につきましては86件、約4%の割合となっております。

以上でございます。

議長（千葉 薫君） 下道議員。

9番（下道英明君） 今、答弁ありましたように、平成22年度は8件、23年度は6件、24年度5件という形で、どんどん上がってきていると。そしてまた、アイアンマンあった25年度は、アイアンマン抜いて11件と、今回は26年度でいくと、アイアンマン以外でいくと1,778件、金額として2,216万円ですから、大体1万二千四、五百円の単価という形になってくると思いますけれども、ちょうど洞爺湖、当町の役場のネットサイトからふるさと納税のページを見させていただきました。これはダウンロードして見たのですけれども、「北の大地（ジオ）のめぐみ～とうや湖ふるさと特産品カタログ」と書いてありました。Aコースから1点お選びください。Bコースから云々とありまして、その中で1万円以上の方は1点、3万円以上は2点云々とありましたけれども、そういった中でサイトを見ていきますと、寄附金について、寄附金額と用途の指定、事業の内容、洞爺湖周辺の観光推進事業、あるいは洞爺湖町の自然保護や福祉などのまちづくり事業、非常に長いですが、こういうのがございました。

そういった中で、現在の特産品と申し込み方法の取り組みについてお尋ねいたします。

議長（千葉 薫君） 毛利総務課長。

総務課長（毛利敏夫君） 現在の取り組みといたしまして、1万円以上の寄附をされた方に対して、お礼と洞爺湖町のPRを兼ねまして特産品を送付しております。内容につきましては、赤毛和牛セットとか、ぐる巻きソーセージや活ホタテ、野菜セットなど16種類としておりまして、寄附の金額により選択できるものとしております。この中で、活ホタテにつきましては、寄附の申し込みの中で1,574件ほどございまして、約74%ぐらいの中身となっております。この活ホタテでございますけれども、ほかの品物よりも申し込み件数が多くなっておりますけれども、これにつきましては雑誌や関西方面のテレビで取り上げられたことによる影響であると思われま。

また、申し込み方法につきましては、町のホームページに掲載しています寄附金申込書に寄附金額や用途、それと納付の方法や希望する特産品を記載していただきまして、郵送や

メールなどで申し込みをしていただき、後日、町から振替用紙や納付書などを送付いたしまして、寄附金を納付していただくような手続となっております。それで寄附金が納入された後に、お礼状と領収書、それと特産品を送付しているところでございます。

また、この申し込みにつきましては、町のホームページに掲載しているほか、北海道のホームページやふるさと納税ポータルサイトにもリンクをしているところでございます。

以上でございます。

議長（千葉 薫君） 下道議員。

9番（下道英明君） 大体概要はわかったのですが、私もちょうどサイトのほう見させていただきました。さまざまな地域のふるさとサイトの内容をチェックさせていただきましたけれども、ちょっと参考になったのが、鳥取の米子市のサイトは非常に見やすかったのでございます。その中で、例えば米子のサイトを見ますと、洞爺湖町の場合ですと、寄附金額と用途の使用ということで、先ほどもお話ししましたが、育英資金事業ですとか、あるいは洞爺湖町の自然保護や福祉などのまちづくり事業とか、用途は町にお任せしますとか、六つぐらいのカテゴリーになっているのですが、米子のほうは、方言使っているのですね。方言使って、がいなよなご応援基金五つの使い道、「がいな」というのは地元の鳥取の方言でいくと、「でかい」、「大きい」、「なまら大きい」みたいな感じですけども、そういう形になっているわけです。その「がいなよなご応援基金」の五つの中で、まず一つは、輝く子ども応援団、中海再生応援団という形ですね、あとは地域の力応援団、歴史・文化応援団、がいなよなご応援団で、洞爺湖町を見ますと、洞爺湖周辺の観光推進事業とかちょっとネーミングが非常にお役所仕事というか、お役所ですからそうなのですけども、ただ、そのネーミングで納税者のふるさと納税のネットサーフしている人たち、ある程度やはり高所得者の人たちなわけですから、その気持ちをがつつりつかむには、やっぱりネーミングが、毛利課長、これ非常にネーミングがよくないです。

そういった点で、ほかも見たのですけども、ネーミングがよくないので、たまたま洞爺湖町には洞龍くん、いるではないですか、立派なキャラが。洞龍くん応援基金とか、洞龍くん湖に戻るとか例えば湖水とか、洞龍くん教育資金とか、そうやって洞龍くん奥座敷に置かないで、前面に連れてくるような形でやっていただきたいなと、そんなことを考えているのですけども、また、リンクのほうの話ですけども、先ほど課長が言ったふるさとチョイスというネーミングの形と同時に、ふるさと納税ポータルサイトふるさとチョイス、これ見ると、ふるさと納税チョイスのほうからは洞爺湖町はリンクできる、でも洞爺湖町からこっちのほうにリンクできない、ふるさと納税チョイスのほうに。

ということは、結局、北海道ということでみんなふるさと納税ポータルサイトに行って、そこから洞爺湖町に来るのだけれども、洞爺湖町に来てそこからまた行かないのですよ。ということは、やっぱりインタラクティブというか、インターネットは双方向だから、その人たちというのは、ふるさと納税をやっている人というのは、1カ所だけではないのですよ。大体平均2カ所、3カ所やっているのですよ。その人たちはマニアなのですよ。こんな一般

質問の中であれですけれども、でもそういったふるさとを思う、あるいはそういったものをもっと少しちょっと工夫していただきたいなど。

その中で、さらに米子で感心したのは、こういったことを言っていました。寄附していただきやすい体制づくりが必要だよと。そのことでせっかく興味を持って問い合わせさせていただいた方に、それまでのやり方、問い合わせの方々に振込用紙を送付して、振り込みをしてもらうやり方では、手間と時間がかかることにより寄附意欲をそいでしまう、機会損失をしているのではないかと考えている。これ今、洞爺湖町でやっていることなのですよ。そういった点で、ふるさと納税をクレジットカードで決済することを導入したら、この米子は全体の4割がカードで納入することになった。では、洞爺湖町でもできないのかなと思って、北海道のとこ調べました。ちょっとデータ古いのですけれども、去年の1月、北海道は当然やっています。あと小樽市、釧路市、でかい市かなと思ったのですが、よく見ると浦幌町、上士幌、大空町、東川町、何のことはないニセコ町も既に去年の1月にはクレジットでクレジット納入していたという。そういった点で、まさしくそこがお役所仕事なのですよ、ネーミングにしても、この発想というのはせっかく納税したいのだけれども、もうその気持ちがあえってしまうのですね。見ていると、これおいしそうだなと思って、そこでぴょんとクリックしてしてしまうのですよ、そうしたらありがとうございますなのですよ。それが送ってしまうと、やっぱり冷めてしまうのですよね、気持ちが。ぜひカード決済については、よい返事をいただきたいと思います。

私は、これは財源より、地域活性化に軸足を置いていくべきであると思います。先ほど、いろいろな答弁ありましたが、やはり特産品ばかりでなくて、工夫していただきたいと思うのですね。実際問題として、この制度は税収が都市圏から地方に移す効果というのは、そんなに期待できないのではないかと、そういった面でやはり過度の期待を持たせることは、持つことは現実問題としてできません。

また、先ほど答弁ありましたように、一部の自治体が行っているような豪華な特典は、結局は費用がかさんで数量にも限界ございます。一番いい例が、洞爺湖町の特産品見てもそうなのですけれども、全部ほとんど売り切れになっていますよね、これ。見ると、受け付け終了、ありがとうございます、品切れ中というのがやたら数多いのですよ。そうしたら、どうするのですかという感じになってしまうのですね。そういった面で、例えば、特産品だけではなくて、一つの提案なのですから、例えば期間限定のJAとうや湖とくっついて、農家留学チケットとか、あと噴火湾の組合と一緒に例えば耳吊り体験とか、それは例としてもホタテの体験とか、あるいは観光協会と連携してジオパークの学習つき宿泊券とか、そういった面の特産品だけではなくて、やはりもうちょっと巻き込んだ、今回縄文もありますので、例えば縄文のガイドさんと一緒に縄文入江・高砂貝塚歩きましょうとか、そういう感じのスペシャルなそういったものを考えていただきたい。

ある自治体におきましては、難病患者会ですとか、あるいはがん患者会を指定した寄附をした場合、全額が患者を通して研究機関に送られる場合もございます。そういった面で、ふ

るさと納税の新たなステップというのは、使い道も含めて寄附の共感を得られるような形で、さらに進んで特産品ばかりではなくて、プレゼント競争の枠にはまってしまったら、大変なことになります。結局、品切れ、売り切れ、洞爺湖町のサイト行ったら、もう売り切れだよと、それはそうですよね、おいしい物先に売ってしまうわけですから。そうすると品ぞろいしながら、もう少しあと洞籠くんのキャラも生かしながら、そういった面でふるさと納税、地域活性化の形に取り組んでいただきたいと思います、いかがなものでしょう。

議長（千葉 薫君） 毛利総務課長。

総務課長（毛利敏夫君） 今後の取り組みといたしましては、洞爺湖町のPRを含めまして継続して行っていきたいというのは考えております。

先ほど、議員のほうから言われておりますクレジット決済でございますけれども、これにつきましては、新年度から予算に計上しております、クレジット決済を行ってきたいというふうに考えております。あと、それによりまして、申し込みの簡素化、または増額とかをふやしていきたいというふうに考えております。

また、特産品につきましては、特産品協議会がございまして、そこにご協力をいただきまして、インパクトのある写真の掲載や安心・安全な野菜など、品物のPRや詳細などを記載するなど、見やすいものに工夫していきたいと考えております。

議長（千葉 薫君） 下道議員。

9番（下道英明君） 今、クレジット決済のほう、予算のほうに入ってきているということで、ちょっと見落としておりましたけれども、ぜひ決済のほうしていただいて、さらに多く納税者のふるさとへの思いを生かし、またお得感をくすぐりながら、また洞籠くんの出番をぜひつくっていただき、私の一般質問終わりたいと思います。

本日はありがとうございました。

議長（千葉 薫君） これで、9番、下道議員の質問を終わります。

本日の一般質問は、これで終了いたします。

散会の宣告

議長（千葉 薫君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 4時44分）

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員